

「月刊フェスク」530号 令和7年11月25日発行（毎月1回25日発行）

ISSN 1343-5116

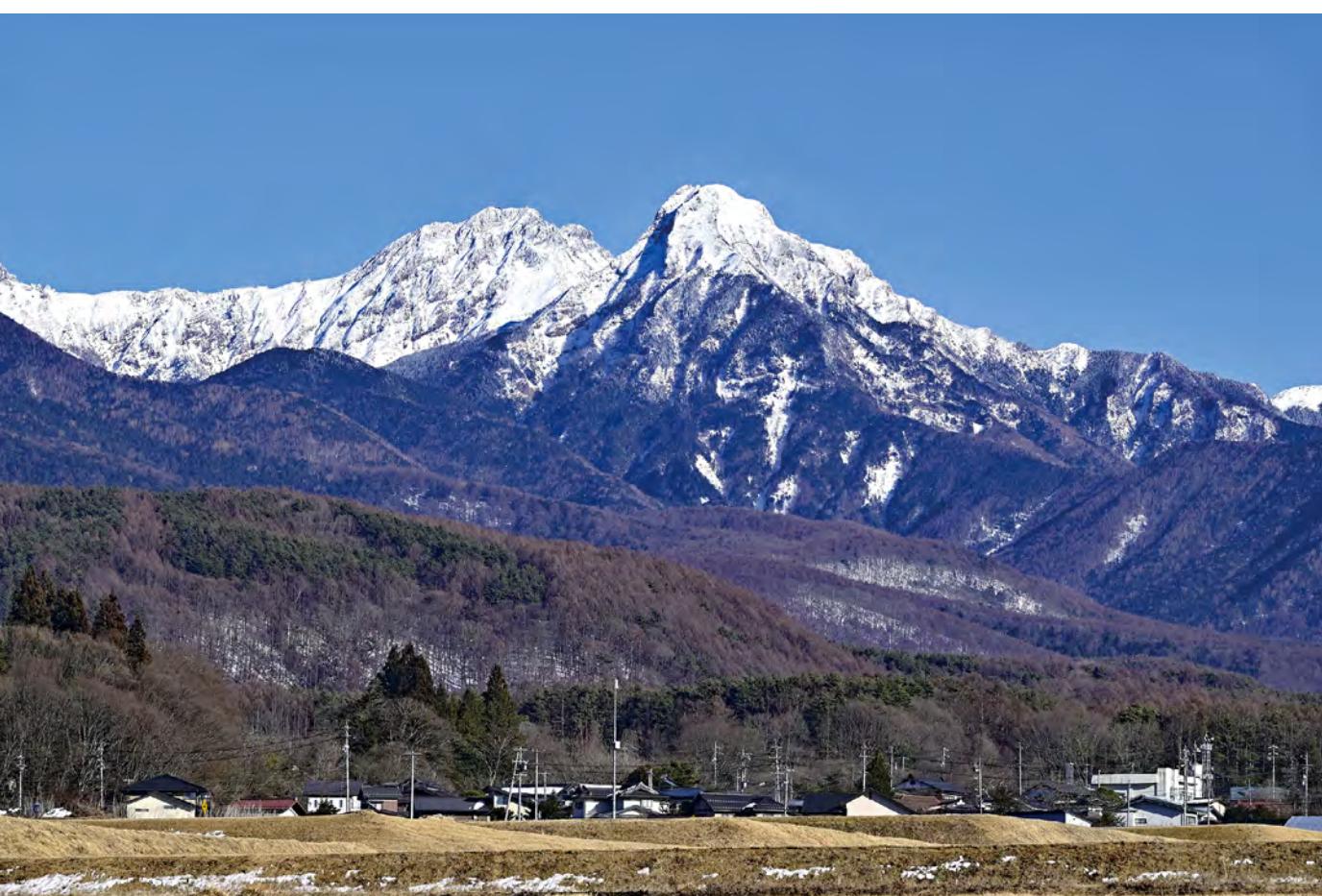
消防・防災関係者のための最新情報誌

月刊フェスク

Fire Equipment & Safety Center of Japan

12
2025

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

大船渡市林野火災が喚起した あらたな課題と今後の林野火災対策

消防庁のうごき

令和8年度消防庁予防課予算概算要求の概要

表紙に寄せて

撮影地…長野県八ヶ岳周辺
撮影・文…清水正仁

八ヶ岳の阿弥陀様

表紙写真の連載をさせていただいてから今回で早くも十一回目となる。年齢を重ねるごとに月日流れも加速していく。不思議なものである。

はじめて、十一回分の連載のお話しへ頂いた際に、何かテーマ、もしくは統一性を持たせたいと思い、大好きな山の写真を発表することに決めた。本当は全国の山をくまなく紹介したいところだが、神奈川県在住といつぱりもあり、ほぼ関東甲信越の山々の紹介に留まってしまった所はご容赦願いたい。いずれはもっと自分の時間を作り、全国の山を回ったり、都会の写真や、人物写真なども幅広く展開したりしたい企てている。さらに月日が経り身体が動かなくなってきたら、自分の撮った写真を題材に絵画の勉強をしてみたい。他にもやりたいことは尽きないが、人生を折り返してしまふ身としては、このへりつがちよつといのかもしない。

さて今回の表紙写真は長野と山梨に聳える八ヶ岳である。神奈川で育った幼い頃の自分にとって山とは富士山のことと、山の絵と言われば台形の一辺にギャザザをあしらつて雪を頂いたイメージを描くほかない。いつしか友人たちと旅行に行ける年頃になり、

富士山の北方に八ヶ岳といつ大好きな山があるといふを知り清里に出掛けた。そこで初めて見た八ヶ岳の大迫力の岩峰に、山の概念を覆され、その原体験によつてやがて山岳の造形美に心惹かれるようになつた。

今度は八ヶ岳を掘り下げてみる。富士山は同じじつな所から噴火を繰り返し標高を上げていつたが、八ヶ岳は南北に移動しながら噴火を繰り返したため、火山でありながら山脈状の形を成していつた。その後も山体崩壊を繰り返し、火山でありますながらもアルプスのような景観となつていつた。調べるとどんな山にも物語があり寿命がある。そんなことを思いながら撮影をしていくと構図や露出などのバリエーションも増えいく。楽しいものである。

高原といつフレーズとともに語られることが多い八ヶ岳だが、今回は長野県側の里山から撮影していつる。ピークがいつあるか、左が最高峰の赤岳、右が阿弥陀岳。毎日眺めていたら、阿弥陀様と名づけたくなるのもわかる。厳しい環境の中、様々な祈願をしてきたのだろう。そもそも自然信仰とは何か、自然との共存に答えがあるのか、カメラを通じ、自分の人生と自然との共鳴点を探りつつ活動を続けていければ幸いである。



(上)山の霧氷
(左上)八ヶ岳の阿弥陀様 (左下)山岳リゾート





株式会社ニチボウ

(一財)日本消防設備安全センター
性能評定(評保-021号)取得!

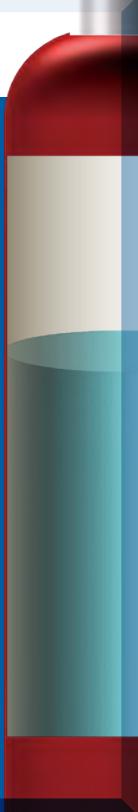
ガス消火設備点検のマストアイテム! これからの 液面計は 超音波!!



軽量・コンパクト!
放射線不使用で
届出不要!
安全で取扱いも簡単!

PUSH

詳しくはコチラから



予防技術検定のための 消防予防概論

第1巻
第4巻
新発売



■A4判 173頁
■定価 2,820円(税込)



■A4判 280頁
■定価 3,740円(税込)



■A4判 329頁
■定価 4,070円(税込)



■A4判 542頁
■定価 4,950円(税込)

□安全センターオンラインショップからお申込みください。

□一般財団法人日本消防設備安全センター

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

2訂版

見てわかる！ ささつの本

自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価3,080円（本体2,800円+税10%）

☆「そもそも立入検査ってどこに行く？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。

☆消防法施行令第8条の全部改正に対応し、新令8区画を図表で詳しく解説！



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和7年版

火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円+税10%）内容現在 令和7年2月1日

☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！

☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版

消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス表 ◆定価1,980円（本体1,800円+税10%）

☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かれるよう編集した使いやすいポケット判！

☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。

☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

特別寄稿

2 大船渡市林野火災が喚起したあらたな 課題と今後の林野火災対策

NPO法人日本防火技術者協会 理事長 関澤 愛

消防庁のうべき

16 令和8年度消防庁予防課予算概算要求の概要

消防庁予防課 佐藤弘和

消防行政情報 【第9回】予防業務優良事例表彰

22 予防業務のデジタル化と紙台帳ゼロ

〈予防業務の効率化と行政サービス向上の両立を目指して〉

明石市消防局

違反是正

26 建築部局と連携し、消防法第5条第1項の命令を 発令して建築基準法令違反が是正された事例

川口市消防局予防課

避難器具マシマシで行こう

32 未来の避難器具 — 集団から個へ、そして 新しい安全のかたちへ

三田村二郎

36 製品情報 建物にガソリンを持ち込む放火の危険性を低減する床材

火勢抑制フロア [Artedge (アルティッジ) II] ニッタン株式会社

40 トピックス 令和7年度 消防設備関係功労者等表彰式・祝賀会開催



48 令和7年度 住警器等贈呈式・住宅防火対策講演会

一般社団法人全国消防機器協会

50 「第2回消防設備士サミット2025」レポート

一般社団法人全国設備業DX推進会 消防防災DX推進委員会 副主査 吉村拓也

54 FIRE SAFETY & RESCUE VIETNAM 2025

JAPAN FIRE PAVILION 一般社団法人全国消防機器協会／

消防機器海外展開支援センター 常務理事・事務局長 飯塚 治

58 ガス機器防火性能評定品

一般財団法人日本ガス機器検査協会

64 石油燃焼機器等防火性能認証品

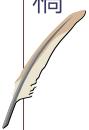
一般財団法人日本燃焼機器検査協会

表紙に寄せて “八ヶ岳の阿弥陀様”

清水正仁

大船渡市林野火災が喚起した あらたな課題と 今後の林野火災対策

特別
寄
稿



NPO法人日本防火技術者協会
理事長
関澤愛



京都大学大学院工学研究科建築学専攻修了
了(自治省消防厅消防研究所に入所。独立
行政法人消防研究所上席研究官、東京理
科大学総合研究所教授などを歴任。令和
5年春叙勲瑞宝光章受章。

1. はじめに……大船渡市林野火災のインパクト

令和7(2025)年2月26日に大船渡市赤崎町合足地内で発生した林野火災は、それまでの数か月間の記録的な降雨量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、さらには地形等の影響により急激に拡大し、火災覚知から約2時間で延焼範囲は600ha以上にも達した。最終的には、約3,370haに及ぶ我が国の林野火災としては1964年以降最大の約60年ぶりの記録的な大規模火災となった。

わが国の林野火災の発生件数は、1974年に8,351件を記録して以後減少傾向となり、近年は1,300件前後を推移する状況であったが、2025年2月から3月にかけては、焼損面積100haを超える林野火災が岩手県大船渡市、山梨県大月市、熊本県南阿蘇村、岡山県岡山市、及び愛媛県今治市において相次いで発生した。

また、海外に目を向けてみると、2023年8月のマウイ島ラハイナ火災¹⁾や2025年1月のカリフォルニア林野火災²⁾、さらには2025年3月に発生した韓国の大規模林野火災³⁾にみられるように、林野火災が住宅地域にまで延焼し被害を及ぼすWUI火災(Wildland-Urban Interface fire)が多発し、その延焼規模の大きさとともに多数の家屋焼損被害や逃げ遅れによる人的被害の発生が大きな問題となっている。

大船渡市林野火災においても、林野地域だけでなく市街地にまで延焼が及び、焼損家屋226棟、死者1名という被害を生じ、大船渡市綾里地区の住民の多くが避難を余儀なくされた。その意味で、大船渡市林野火災は近年あまり例を見ないその規模の大きさだけでなく、林野火災の新たなリスクへの注意を喚起するものとなった。

この火災を受けて、総務省消防庁、林野庁をはじめとする関係各省庁、有識者、消防機関等が参画する「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方検討会」が2025年4



大船渡市赤崎町合足地区で消火活動を行う大船渡署隊(大船渡地区消防組合消防本部、2月26日撮影)

月11日に設置され、以降、8月22日まで6回にわたって検討会が開催され、火災被害の実態や消防活動等の検証のほか、林野火災における予防の取組の現状、そして今後の消防防災対策のあり方などについて検討が行われた。その結果、林野火災の予防を目的とした林野火災注意報の創設など林野火災における予防・警報のあり方、緊急消防援助隊を含めた常備消防や消防団の体制強化、住民避難、消火薬剤の効果的な活用など大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発、災害復旧・二次災害の防止活動などについて、今後の消防防災対策のあり方が取りまとめられた⁴⁾。

本稿では、まず近年におけるわが国の林野火災の動向を俯瞰したうえで、国の検討会の報告書の内容に沿って、今回の大船渡市林野火災の被害の概要と特徴、ならびにこの火災を踏まえての今後の林野火災対策のあり方に

ついて解説を行うこととした。

2. 近年の国内における林野火災の動向について

この章では、まず国内の林野火災の発生状況や被害の特徴など、近年における動向を火災統計によって概観してみることにする。

2.1 わが国における林野火災件数の推移と気温上昇の傾向

図1は、1980年から2019年までの40年間ににおける国内の林野火災発生件数と、同じ期間における年平均気温の基準値からの偏差(℃)⁵⁾の推移を示したものである。なお、ここでいう基準値とは、1991年から2020年の30年間ににおける年平均気温の平均値である。図を見ると、両者の値とも年ごとにジグザグ的な変化はあるものの、林野火災件数は明らかな減少傾向を示しており、1980年代前半の平均4,250

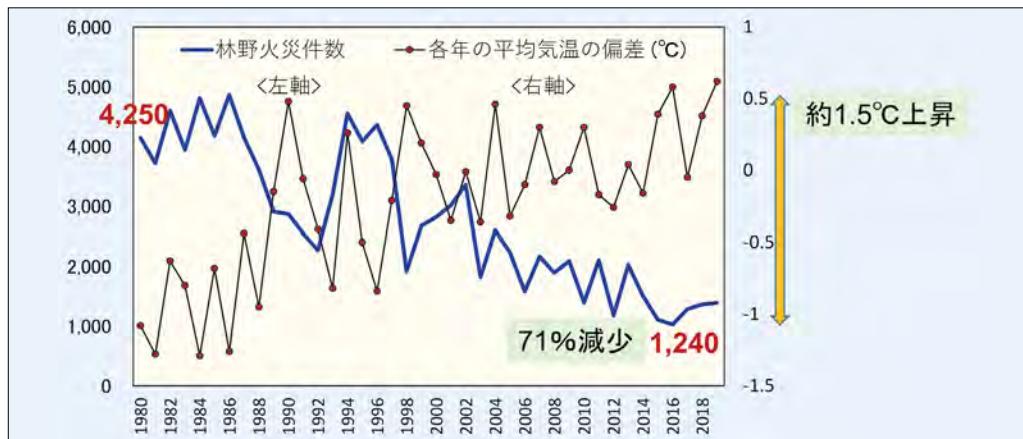


図1 過去40年間の国内の林野火災件数と年平均気温の推移

※林野火災件数は消防白書に基づく。年平均気温の推移は基準値からの偏差(基準値は1991~2020年の30年平均値)

件程度の水準から、2010年代後半には平均して1,240件程度にまで約70%も低下している。一方、右軸の指標で示す年平均気温の基準値からの偏差は、同じ期間一貫して明らかな上昇傾向を示している。この間に年平均気温が1.5°Cも上昇し、気候の温暖化が進んでいることがわかる。

気温上昇にもかかわらず林野火災のこのような継続的かつ大幅な発生件数の減少の背景には、雨量、気温、湿度等の気象要素の自然的要因とは別に、たとえば林業の衰退化傾向による管理上の人との出入りや火入れの減少、アウトドアを楽しむハイカーの減少などの人的・社会的な要因の影響が考えられる。

そこで、林野火災件数の推移が林業の盛衰とどのような関係があるのかをみるために、林業産出額(右軸)⁶⁾と林野火災件数(左軸)について過去40年間における推移を示して比較してみたものが図2である。林野火災件数はジグザグの変化ではあるが、両者の減少の傾向は類似しており、林業の衰退化傾向による様々な形の林野での人的活動の減少と林野火災件数の推移との間にはなんらかの間接的な因果関係があるように思われる。

2.2 近年の林野火災の動向と今年の大規模火災の頻発をどう捉えるか

上に述べたような近年の長期的な林野火災

の減少傾向がみられるなかで、2025年2月に大船渡市で1964年以降では最大となる記録的な大規模林野火災が発生し、全国各地でも林野火災が多発した。それでは、なぜこのように大規模な林野火災が今年になって国内各地で起きたのであろうか。京都大学の峰嘉哉特定准教授はその理由として、2024年12月頃からの少雨傾向を挙げ、大船渡市林野火災が起きた2025年2月は月降水量と12月からの3か月降水量がそれぞれ平年の6%、24%と過去20年間で最も少なかったことを指摘している。

一方、国内では過去、林野火災件数の減少傾向がみられることから、林野火災の動向には気象要素などの自然的要因だけでなく、林業産出額など林野に関わる人の活動などの人的・社会的な要因の影響も考察する必要があることがわかった。このように、今後の林野火災発生のリスク予測のためには、一定期間における降雨量や湿度の推移など温暖化による降雨量の増減や湿度などの気象要素の自然的要因と、人的・社会的要因の両者を複眼的に見据えて分析を行う必要がある。

3. 大船渡市林野火災の出火及び延焼拡大状況

大船渡市林野火災の出火及び延焼拡大状況は、消防庁長官による火災原因調査の報告

書⁷⁾及び大船渡市林野火災の概要⁸⁾によれば以下のとおりである。

3.1 大船渡市林野火災の概要

①火災発生日時等

- ・発生時刻：2025年2月26日(時分は不明)
- ・覚知時刻：同 2月26日13時02分
- ・鎮圧時刻：同 3月9日17時00分
- ・鎮火時刻：同 4月7日17時30分

②出火場所

大船渡市赤崎町合足地内

③被害状況

- ・延焼範囲(2月26日からの火災の延焼範囲)：約3,370ha
- ・焼損棟数：住家90棟(内全焼54棟)、住家以外136棟(内全焼121棟)の合計226棟
- ・死傷者数：死者1名、負傷者なし

④出火原因

消防庁の調査結果から、最初に火炎が確認された付近の建物の焼損が認められない一方で、当該建物の敷地の境界付近から山林側にかけて焼損していること、また消防隊到着時の燃焼状況、出火時の風向及び付近の焼損状態から、出火箇所は敷地と山林の境界付近に存する焼損の著しい箇所であると認められた。出火原因については、電気設備、電気配線、取灰及びたき火等に起因する出火の可能性はなく、煙突の火の粉を起因として出火した可能性が認められるが具体的な発火源、出火に

至る経過及び着火物の特定には至らないとされている。

⑤当日の気象の概況

出火した2月26日の大船渡市付近の天気は、午後からは概ね晴れであった。大船渡市では、2月13日頃から一日の最小湿度が35%前後で空気が乾燥した状況が続いており、2月18日から26日にかけて乾燥注意報の発表が続いていた。また、2月の月降水量は2.5mmで観測史上最も少なく、特に直近8日間は降水量が観測されなかったことに加え、出火した後も降水がなく乾燥した状態が続いていた。

2月26日の朝には、岩手県全域を対象に強風注意報が発表され、26日の大船渡市の最大風速は8.3m/s(風向・北西)、最大瞬間風速は18.1m/s(風向・北西)に達した。

3.2 火災の延焼拡大の状況

(1)26日の初期の急激な延焼拡大と同時多発的な火災の発生

2月26日13時02分の消防による火災の覚知後、火災は最大瞬間風速18.1m/sの強風を受けて火元から約1.2km東の八ヶ森の方向へ急激に拡大した。その後、八ヶ森の南西の谷(スギ林)で短時間に広範囲に樹冠火を含む激しい燃焼が発生し、そのことによる強い上昇気流で形成されたと思われる入道雲のような火災積雲が観察されている(写真1)。ここで、火災積雲とは大きな山火事や火山噴火などに



図2 林業産出額(木材生産)と林野火災件数の推移
※林業生産額はe-Stat 政府統計の総合窓口の統計による

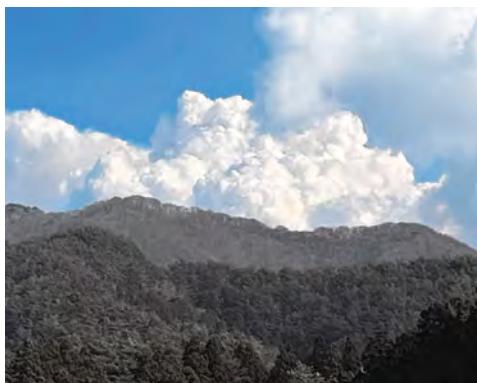


写真1 火災発生直後の八ヶ森上空の入道雲のような火災積雲 (京都大学防災研究所・峰嘉哉特定准教授撮影、2025年2月26日13時57分)

伴って起きる気象現象で、猛熱による上昇気流で大気中の蒸気が冷却・凝縮されてできる雲のことであり、1923年の関東大震災の東京市上空でもみられた現象である。

この火災積雲は大量の火の粉を含んでいたとみられ風により東向きに流されたことから、覚知から1時間後に八ヶ森から東

へ約2km離れた田浜地区に少なくとも3件の飛び火による火災が発生した。そして、覚知からわずか2時間後の15時頃には、岩手県防災航空隊の観測によれば延焼は東西約7km、周長約30kmの範囲にまで拡大した(図3)。それ以降、東西に長い火線から山中を中心に多方向へ延焼した。写真2は、樹冠火によって枝葉が完全に失われた八ヶ森の林の様子である。

今回の大船渡林野火災でみられた、初期におけるこのような激しい樹冠火による同時多発的、かつ遠方、広範囲にわたる飛び火出火の発生は、あたかも大規模地震時における同時多発火災と同様の状況の出現といえる。このような急激な同時多発火災の発生に対しては、小規模の消防本部では到底対処が不可能であり、一刻も早い近隣応援、広域応援、さらには緊急消防援助隊の応援が必要となる。今回のような林野火災の現象は、過去にも例があったかもしれないが、これまで深く喫緊の課題として意識されてこなかったように

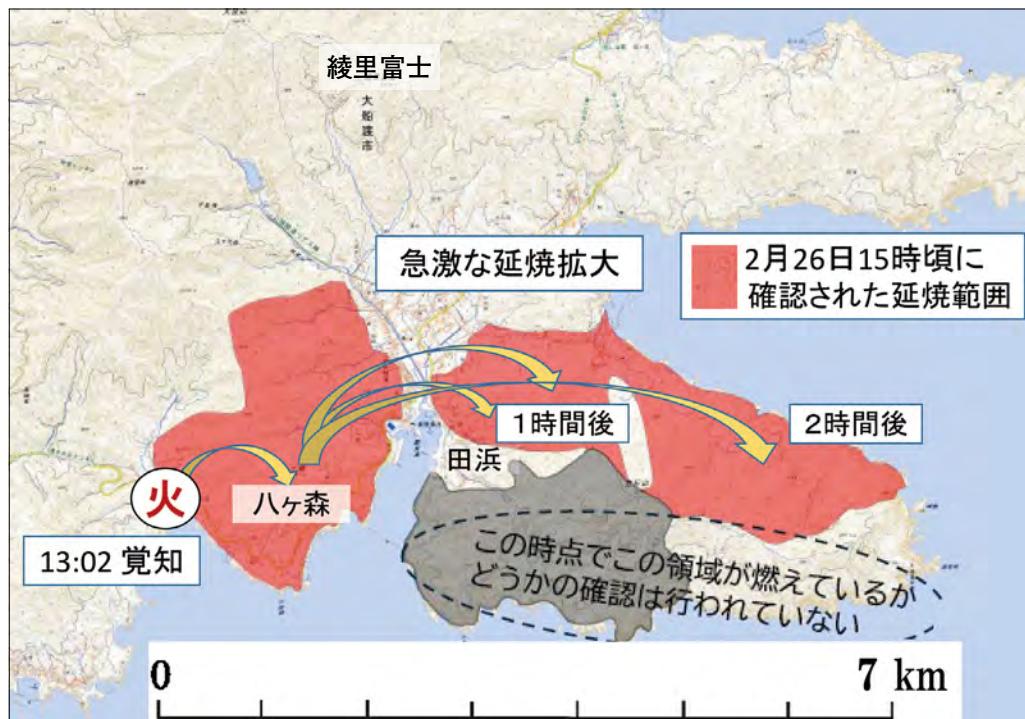


図3 2月26日15時頃には延焼は東西約7km周長約30kmの範囲に拡大
※大船渡市林野火災の概要⁸⁾より引用・作成

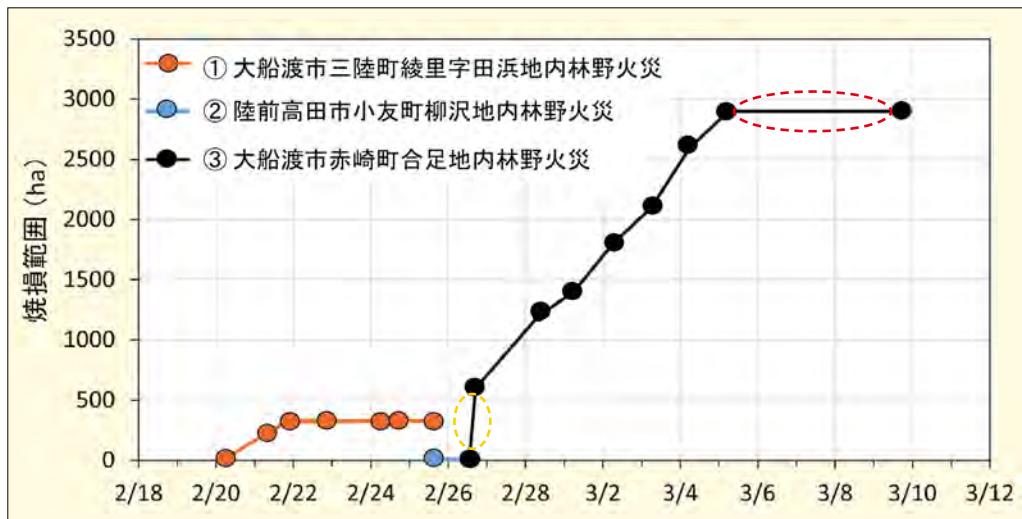


図4 大船渡市で発生した3件の林野火災の延焼面積の時間推移
※大船渡市林野火災の概要⁸⁾より引用(大船渡市の発表値に基づいて作成)

思われる。その意味で、今回の大船渡市林野火災は、林野火災の有する同時多発火災としてのポテンシャルとそのリスクの大きさを喚起したものといえる。

(2)27日以降の延焼拡大状況

東西約7kmに広がった火災は、翌27日以降は主にスギ、マツ、広葉樹からなる林内を主に地表火として燃え広がった。27日及び1日あけた3月1日にも最大瞬間風速18m/s程度の強風が吹く中、一部に飛び火を伴いつつ地表火を主体として、それぞれの場所の斜面の傾斜と局地的な風や、リアス海岸の複雑な地形の影響を受けて火災は多方向へ広がった。



写真2 樹冠火によって枝葉が完全に失われたハケ森の林の様子(筆者撮影、2025年6月3日)

2月28日には南風が入ったため綾里富士の南麓に到達していた火線が追い風を受けて斜面を焼け上がり、北へと延焼範囲が広がった。綾里地区の周辺及びこれらの延焼地域では、消防隊による陸上からの延焼阻止活動が行われた。

2月19日に発生した1件目の火災、2月25日の2件目の火災を加えた、3つの火災の時系列的な延焼拡大状況を図4に示す⁸⁾。図中、グラフの傾きは延焼拡大速度を示しているが、その傾きが急こう配であるほど延焼速度が大きい。1件目の①火災や2件目の②火災に比べて、3件目の③火災では発生直後の2月26日に火災発見後わずか2時間で600haに延焼拡大し(図中の黄色点線囲み部分)、その後は3月5日まで毎日400haずつほぼ同じ延焼速度で焼損範囲が拡大し続けたことがわかる。

火災は、3月5日から3月6日にかけて、東北地方に接近した低気圧や前線の影響により大船渡市でまとまった雨や雪が降ったこと(総降水量は27.5mm)もあり、6日以降は延焼拡大が抑制され(図中の赤色点線囲み部分)、3月9日に鎮圧に至った。

(3)市街地の住家にまで及んだ延焼拡大

大船渡市林野火災では、火災は林野地内で



写真3 平地の集落に迫る林野火災（提供：読売新聞社、本写真は転載不可）

広がるだけでなく田浜地区や綾里地区など、居住地域にも飛び火等による延焼被害を与えた。写真3は、平地の集落に迫る林野火災の写真である。表1は家屋の焼損被害が生じた地区別の被害棟数の一覧であるが、消防庁長官の火災原因調査報告書⁷⁾によれば、住家90棟、非住家136棟の合計226棟が焼損した。大

船渡市林野火災の焼損範囲は図5に示すとおりであり、図中の丸数字は表1に示す飛び火延焼などによる火災損害を受けた建物が生じた地区の位置である。

住宅等の建物は沿岸や林野以外の平地部に立地する傾向から、被災建物の多くは焼損した林野の周辺部に位置する。また、出火点

表1 大船渡市林野火災による地区別の建物等の焼損状況 ※消防庁長官の火災原因調査報告書⁷⁾より引用

町別	地域名	住家		住家以外		合計棟数
		全焼	半焼以下	全焼	半焼以下	
三陸町綾里	①小路	11	3	42	2	58
	②石浜	5	3	12	2	22
	③田浜	7	4	6	0	17
	④岩崎下	1	3	5	0	9
	⑤野形	0	0	1	0	1
	⑥宮野東	1	2	5	1	9
	⑦宮野西	0	0	0	1	1
	⑧野々前	1	1	11	0	13
	⑨白浜	0	0	3	0	3
	⑩綾里港	15	11	12	3	41
赤崎町	⑪外口	13	9	14	5	41
	⑫合足	0	0	10	1	11
合計		54	36	121	15	226

林野火災はいつたん発生すると消火が非常に困難であることから、最優先すべきは出火防止対策である。

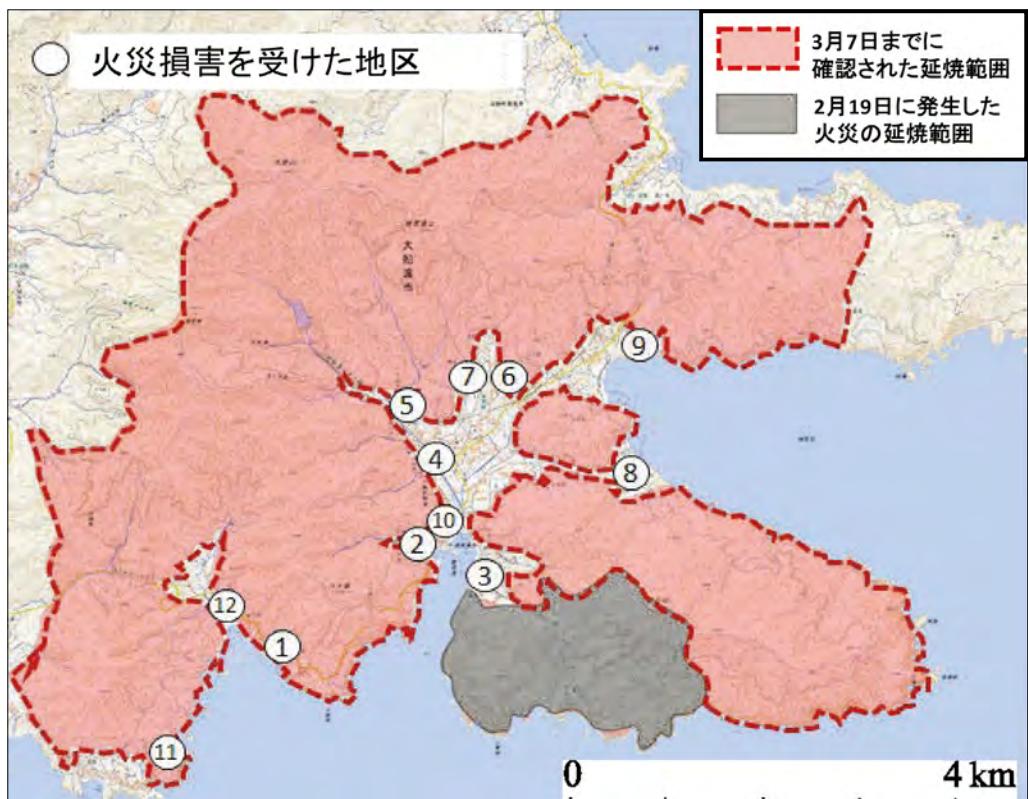


図5 大船渡市林野火災によって建物焼損被害を受けた地区
※消防庁長官の火災原因調査報告書⁷⁾を基に筆者作成(地区の番号は表1参照)

に近い小路地区(①)のほか、覚知後約2時間の急激な延焼拡大の影響を受けた綾里港地区(②、⑩)、及び田浜地区(③)において住宅の全焼が多い。また、外口地区(⑪)でも住家の全焼を含む大きな被害が生じた。

ここでは、火災発生初期に延焼が及び家屋の焼損被害が多かった地区のひとつである綾里港地区についての延焼状況を記す。この地区では、消防庁の消防研究センターの現地調査の結果7か所の飛び火によると考えられる火災が同時多発的に発生していたことが確認された。そのうち4か所では地区内で建物間隣接延焼が生じている。また、綾里港地区に近い綾里川の河川敷でも同時期に非住家の火災が2件発生しており同様に飛び火による出火の可能性が指摘されている。

その結果、地区全体では合計41棟が焼損している。この地区的地上での消防活動は、地

元の消防本部をはじめ消防団や岩手県内消防応援隊により長距離送水を含む消防活動が行われ、空地や道路、建物の防火性能を生かした懸命な消防活動によって延焼を阻止している。写真4は、41棟の家屋焼損被害の生じた綾里港地区の写真である。

4. 消防機関及び自衛隊による消防活動等の状況

4.1 3つの林野火災への継続的活動と緊急消防援助隊応援要請の早期実施

大船渡市では、2月26日に発生した大規模林野火災の直前に別の2件の林野火災が発生していた。2月19日11時55分(覚知)に大船渡市三陸町綾里地内で発生した1番目の林野火災に対しては、大船渡地区消防組合消防本部(以下「大船渡地区消防本部」と略称する。)と大船渡市消防団が消火活動にあたり、21日か

らは岩手県内消防応援隊の応援を受けて6日後の25日15時05分に鎮圧に至った。次いで、それから15分も経過しない同日15時19分(覚知)に陸前高田市小友町地内で発生した林野火災が大船渡市内にも延焼したため、引き続き大船渡地区消防本部と大船渡市消防団、ならびに岩手県内消防応援隊は消火活動を実施して、これを26日12時00分に鎮圧した。しかしながら、さらにこの鎮圧からわずか1時間後の13時02分(覚知)に3件目の林野火災が大船渡市赤崎町合足地内で発生したのであった。

先の2件の火災に対して約1週間継続的に活動していた大船渡地区消防本部及び大船渡市消防団、ならびに岩手県内消防応援隊は、既に疲労が蓄積しているなかで3件目の火災への消火活動を強いられる状況となった。このような条件に加えて、3件目の火災では発生後間もなく複数地域での急激な延焼がみられたことから、大船渡市及び岩手県は、消防力の不足を早期に判断して、火災発生後2時間半後の15時34分という段階で岩手県知事から消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請の実施に至った。この迅速・適切な判断は、その後の延焼阻止活動や住民の避難誘導活動に大いに寄与することとなった。

以下には、国の第1回検討会の「大船渡市林野火災の消防活動の概要」⁹⁾、に基づき、今回の火災に対する消防機関の活動状況、自衛隊の災害派遣活動についてその概要を記す。



写真4 41棟の延焼被害が生じた綾里港地区的焼け跡の状況
(筆者撮影、2025年6月3日)

4.2 消防機関の活動状況

(1)大船渡地区消防本部と大船渡市消防団

大船渡地区消防本部は、3件目の火災の火元周辺のほか、火災の初期の飛び火延焼地区である綾里港地区などにおける火災に対して放水活動を行ったが、消防水利の数が限られ、また現場と消防水利までの距離が遠く離れている状況にあったことから、長距離のホース延長を行うとともに岩手県内消防応援隊が所有する大型水槽車や協定締結先の民間事業者が所有するコンクリートミキサー車等を活用し、充水体制を確保して継続的な消火活動を実施した。さらに、背負い式水のうや熱画像直視装置等の資機材を活用し、田浜地区等において残火処理を実施した。

大船渡市消防団は、赤崎町合足地内で発生した林野火災の発生直後から、被害状況の情報収集、避難の呼びかけや避難誘導、消防隊と連携した消火活動や中継送水を行ったほか、熱源の確認や残火処理、夜間の見回りなどに従事した。

(2)岩手県内消防応援隊

岩手県内消防応援隊は、大船渡市三陸町綾里地内で発生した1件目の林野火災を受けて、21日から出動し、順次部隊を増強して林野火災への対応に当たった。26日に大船渡市赤崎町合足地内で発生した3件目の林野火災の発生時には、2件目の林野火災の残火処理中であったが、一部の部隊を残して転戦し消



写真5 海水利用型消防水利システム等を活用しての放水
(大船渡市西側海岸地区 横浜市消防局提供、2025年3月4日)



図6 緊急消防援助隊の消防部隊の配置(第1～第4方面に分け方面ごとに都道府県大隊及び指揮支援隊を配置)
※大船渡市林野火災の消防活動の概要⁹⁾より引用・作成

火活動を実施した。緊急消防援助隊到着後は、大船渡地区消防本部や緊急消防援助隊等と連携して消防防災ヘリや防火水槽への補水作業、巡回警戒活動等を実施した。火災鎮圧後も残火処理活動等を行い、3月24日まで継続して活動を実施している。

(3)緊急消防援助隊

2月26日13時02分の火災覚知後2時間半の15時34分に岩手県知事から消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請があり、同時に消防庁長官は宮城県知事及び山形県知事に対して出動の求めを行った。以後、延焼状況を踏まえて部隊を増強し、最終的には15都道県から2,454隊9,136名の緊急消防援助隊が出動した。地元消防本部を含め、1日あたり最大2,100名規模で陸上及び空中の両方から消火活動を実施した。

陸上からの消火活動では市街地への延焼阻止を主目的に活動を行った。山林と市街地との間に延焼阻止線を設定して山林からの延焼を防御するとともに、安全を確保しつつ林野内の消火活動を実施した。エリアが広いことから、最大で4つの方面に活動エリアを分け、それぞれに指揮支援隊及び都道府県大隊を配

置し、長期ローテーションを組んで夜間を含めて活動にあたった。山間地における消火活動では、延焼状況の把握にドローンを活用するとともに、使用可能な消防水利が限られていたことから、海水利用型消防水利システム等を活用した遠距離送水体制を構築し、効果的な活動に努めた。火災鎮圧後は、残火処理及び巡回警戒を継続し、再燃防止を図った(図6、写真5)。

消防の航空部隊については、市街地方面への延焼阻止を主眼に、最大8機体制により空中からの消火活動を実施した。自衛隊ヘリと連携し、大型で散水量の大きい自衛隊ヘリは主に火勢の強い林野内を、小回りが効く消防防災ヘリは主に住宅に近い地域を担当するなど役割分担して散水を行った。延焼拡大が見られなくなって以降は、赤外線カメラにより広域的に熱源探査を行うとともに、発見した熱源への消火活動や残火処理活動を継続的に実施した。このような活動を、陸上部隊は3月19日まで、航空部隊は4月7日まで継続的に実施し、4月7日17時30分に鎮火に至り緊急消防援助隊の活動も終了した。

4.3 自衛隊の災害派遣活動

自衛隊の災害派遣による消火活動についても、消防機関と同様、2月19日から26日にかけて相次いで起きた3件の林野火災について、いずれも岩手県知事から自衛隊岩手駐屯地司令に対し消火活動に係る災害派遣要請があり、同司令はこれを受理して陸上自衛隊第9飛行隊（八戸・青森県）、第1ヘリコプター団（木更津・千葉県）、航空自衛隊入間ヘリコプター救難隊（入間・埼玉県）等により、空中消火活動等を実施した。

とくに、2月26日の大船渡市赤崎町合足地内で発生した3件目の林野火災に対しては、火災の延焼拡大が継続し、なかなか鎮火に至らないことから27日以降、陸上自衛隊第1ヘリコプター団（木更津・千葉県）、航空自衛隊三沢ヘリコプター空輸隊（三沢・青森県）及び航空自衛隊入間ヘリコプター空輸隊（入間・埼玉県）が消火能力の高いCH-47（最大8機体制）で空中消火を行うとともに、陸上自衛隊東北方面航空隊（霞ヶ浦・宮城県）UH-1が空中統制や映像伝送等を実施し、最大時11機体制で活動を実施した。3月14日16時30分に、以降の対応は地元消防等により対応可能となったことから岩手県知事から岩手駐屯地司令に対し災害派遣撤収要請があり、自衛隊の活動は終了した。

5. 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方

「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の6回にわたる検討結果を踏まえて、検討会報告書では大船渡市林野火災における消防活動等を踏まえた消防防災対策のあり方について以下の四つの軸を中心に課題を整理している。ここでは、紙幅の制約からそれぞれの軸における課題の項目についてのみ示す。課題項目は多岐にわたることから個々の項目の具体的な詳細については検討会報告書⁴⁾をご参照いただきたい。

これらの大船渡市林野火災を踏まえた今後

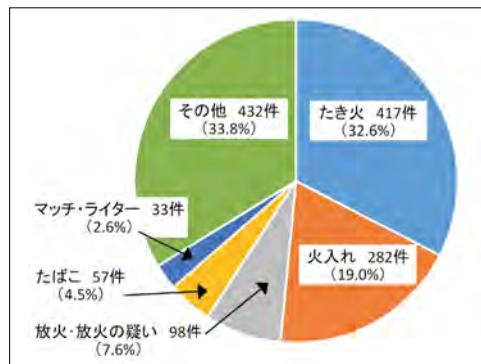


図7 林野火災の出火原因（2019年～2023年の5年間の平均）※総務省消防庁：「林野火災への備え」¹⁰⁾を基に作成

の消防防災対策のあり方のうち、とくに火災の予防の観点から多くの時間を割いて検討を行ったのが林野火災における予防・警報のあり方の3つ目の項目、すなわち「林野火災注意報や消防法に基づく林野火災の予防を目的とした林野火災警報の的確な発令」であり、これについては次章で具体的に紹介することにする。

(1)林野火災における予防・警報のあり方

- ・たき火の届出制度や火入れの許可制度を通じたたき火や火入れの把握
- ・林野火災の予防上危険な気象状況になった際の周知や火の取扱いへの注意喚起
- ・林野火災注意報や消防法に基づく林野火災の予防を目的とした林野火災警報の的確な発令
- ・防火指導の強化や火の使用制限の徹底などを通じた林野火災予防の実効性の向上
- ・広報・啓発の対象に応じた効果的な手法を用いた危険性が高まる時季における戦略的かつ幅広い広報・啓発活動

(2)林野火災に対応できる消防防災体制のあり方

- ・刻々と変化する延焼状況などの的確な情報把握、早期の応援要請・受援体制の確立
- ・長期間の消火活動に必要な体制、消防水利の確保や強風下における飛び火警戒などの陸上部隊の消防活動の強化
- ・消火効率を高める航空部隊の運用、陸上・航空部隊間や応援部隊による地元消防本部

林野火災防止に関する注意喚起を行うしくみとしての「林野火災注意報」などを創設するに至った。

- ・消防団との連携
 - ・大規模林野火災に対処できる消防団の体制強化
 - ・急激な延焼拡大に対応した速やかな避難指示等の発令・周知等による迅速な住民避難
- (3)大規模林野火災に備えた多様な技術の活用
- ・開発
 - ・諸外国や消防以外の分野で使用される新技術・新装備等の活用事例を踏まえた研究推進
 - ・延焼シミュレーション技術の研究開発
 - ・消火薬剤の効果的な使用方法や健康・環境への影響に関する評価方法等の検討
- (4)災害復旧及び二次災害の防止活動
- ・被害を受けた森林についての被害状況の把握と迅速な復旧のための日頃からの森林所有者や境界についての情報整理、被災後における広域的な連携体制の構築
 - ・鎮火後の森林における土砂流出等の土砂災害防止のための治山対策としての山地の荒廃状況に関する調査・点検、治山施設の整備

6. 林野火災注意報や消防法に基づく林野火災の予防を目的とした林野火災警報

6.1 林野火災注意報等の発令基準新設の背景と考え

林野火災はいったん発生すると消火することが非常に困難であることから、最優先すべきは出火防止対策である。また、図7に示すように、林野火災の出火原因の大半(約3分の2)はたき火、火入れ、放火(疑い含む)、た

ばこなどの人為的なものであることから、林野火災予防に万全を期すためには、とくに火災の予防上危険な気象状況になった際に、住民等に対して火の使用への注意喚起、あるいは警戒パトロール等による火の使用制限の徹底を行うことが効果的である。

火災の発生を未然に防止するしくみとしては消防法に基づく火災警報があるが、消防本部からの声として火災警報は強い制限・罰則を伴うため発令を躊躇するとの意見が多くみられる。実際に、検討会で行った全国の消防本部アンケート調査等においても、火災警報発令基準を策定していない消防本部は全728消防本部のうち184本部(25%)あり、また、過去5年間における実際の発令消防本部数はわずかに7本部で、また発令延べ回数も356回にとどまるという結果であった(表2)。

こうした背景を踏まえて、強い制限・罰則を伴わずに林野火災防止に関する注意喚起を行うしくみとしての「林野火災注意報」を創設するとともに、消防法に基づく従来の火災警報についても林野火災防止を目的とした警報であることを分かりやすくするために「林野火災警報」という通称を用いることとしたうえで、それについて次節に示す発令基準に該当する場合には発令することとしてはどうかとの結論に至った。また、それについて林野火災の発生頻度の高い1~5月の期間においては一定条件のもと発令することとし、それ以外の期間については地域の社会・経済活動

表2 過去5年間に火災警報を発令した実績がある消防本部と発令状況
※総務省消防庁:火災警報等に関するアンケート調査結果等より作成(2025年5月)

	発令回数	火災気象通報を受けずに発令した回数	発令回数(延べ日数)
苫小牧市消防本部(北海道)	7回	0	28日
福島市消防本部(福島県)	331回	0	550日
魚沼市消防本部(新潟県)	1回	0	1日
南アルプス市消防本部(山梨県)	15回	0	7日(2024年)※
高山市消防本部(岐阜県)	16回	0	27日
多治見市消防本部(岐阜県)	3回	0	3日
飛騨市消防本部(岐阜県)	3回	0	3日

※2023年以前の記録がないため単年の日数

の状況等を踏まえて市町村の判断により発令することとしたものである。

このほか報告書では、広範囲にわたる顕著な少雨が確認された場合には、気象庁が「少雨に関する気象情報」により少雨の状況を周知し、火の取扱いへの注意を呼びかけることや、さらにこの冬のように全国的な広がりがある場合には、気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見等を通じて注意喚起・解説を行うことなども効果的であるとする画期的な考えも示された。

6.2 林野火災注意報の発令基準について

林野火災注意報を発令するのは、以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合とし、またその発令期間は1～5月の期間としている。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表

※なお、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には発令しないことも可能とし、地域の気象特性や社会・経済活動の状況等に応じて適宜発令指標に調整を加えることも可能とする。

なお、上記の「前3日間の合計降水量が1mm以下」という短期間の降水に関する基準の考え方とは、幼齢林など林床に届く光の割合が多い比較的乾燥しやすい森林では、無降雨期間が1～3日程度続くと林床可燃物の含水比が20%以下(可燃となる水準)になるとシミュレーション結果があること、また直近20年間の大規模な林野火災29事例のうち25事例で前3日間の合計降水量が1mm以下となっていることに基づくものである。

また、「前30日間の合計降水量が30mm以下」という長期間の降水に関する基準の考え方とは、降水が少ない状態が30日間程度続くと林床可燃物の深い部分の乾燥にも影響するなど林床可燃物の乾燥が相当程度強まると考えられること、また直近20年間の大規模な林野火災29事例のうち11事例で前30日間の合計降水量が30mm以下(日平均1mm以下)となっ

ていることに基づくものである。

さらに、林野火災注意報の発令期間を1～5月の期間としたのは、林野火災の出火原因の多くは人為的なものであり、全国的な傾向として林野火災の発生は冬～春(12～5月)の時期に集中していることを考慮したものである。このうち、直近20年間の大規模な林野火災29事例中で、12月には1事例も発生していないことから12月を除いた1～5月の期間において発令することとし、それ以外の期間については当該地域の気象特性や社会・経済活動の状況等を踏まえ市町村の判断により発令できるとした。

6.3 林野火災警報の発令基準について

林野火災警報の発令基準は、上記の林野火災注意報の発令基準である①もしくは②に加え、③強風注意報が発表された場合に発令するとしている。すなわち、降水が少ない状態となり林床可燃物が乾燥すると林野火災が発生しやすい状況になり、さらに、それが長く続いて林床可燃物の乾燥がより強まったり、空気が乾燥していたりすると発生した林野火災がより延焼しやすい状況になる場合は、林野火災注意報を発令し注意喚起を行うが、さらに強風の場合には、発生した林野火災が大規模化しやすい延焼危険の高い状況になると考えられるため、林野火災警報を発令して火の使用制限を行うこととするものである。

7. おわりに

わが国の林野火災の発生件数は過去50年間にわたり一貫して減少傾向を示し、近年は1,300件前後を推移する状況であり必ずしも林野火災のリスクが高いというわけではなかった。しかしながら、2025年2月から3月にかけて焼損面積100haを超える林野火災が全国各地で相次いで発生した。とくに大船渡市林野火災は3,370haに拡大したうえに、延焼が市街地にも及び焼損家屋数226棟、死者1名という被害を生じさせ、国外では既に大きな問題となっているWUI火災(林野・市街地近接火

災)の日本版とも言うべき林野火災のあらたなリスクが、わが国においても生じ得ることを喚起するものとなった。

この火災を受けて、国は「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方検討会」を2025年4月11日に設置し、6回にわたり火災被害の実態や消防活動等の検証のほか、林野火災における予防の取組の現状や今後の消防防災対策のあり方などについて多角的に検討を行い、林野火災の予防や被害軽減を目的とした林野火災における予防・警報のあり方など、今後の消防防災対策について取りまとめたところである。検討会における会議資料は総務省消防庁のホームページに公表され、誰もが検索・ダウンロードし、読むことができるようになっている。

これらの資料はどれも非常に豊富な情報と重要な示唆に富るものであり、本記事の読者にはぜひ消防庁の「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-167.html)のサイトをご覧になり、検討会資料の中から興味あるものに目を通していただくことをお勧めしたい。筆者としては本稿

の参考文献欄に示した資料、とくに検討会の報告書⁴⁾をはじめ、消防庁長官の火災原因調査報告書⁷⁾、大船渡市林野火災の概要⁸⁾、大船渡市林野火災の消防活動の概要⁹⁾は、基礎的資料として推奨するものである。

最後に、この記事が発行される頃は、林野火災の発生リスクの高い季節である来年1月から5月の期間を真に控える時期である。検討会を踏まえて消防庁からは「林野火災注意報」や「林野火災警報」の創設に関しては「火災予防条例(例)の一部改正について(通知)」(令和7年8月29日)、その具体的な運用に関しては「『林野火災の予防及び消火活動について(通知)』の改正について」(令和7年8月29日)、また、林野火災を念頭に置いた飛び火警戒要領の見直しに関しては「飛び火警戒要領の見直し等について」(通知)(令和7年10月29日)が発出されている。全国の消防本部が、検討会の報告書や配布資料のほか、これらの通知を基に地域の実情を踏まえて、その内容を今後の林野火災対策に活用され、少しでも林野火災の予防や被害軽減に役立てていただくことを切に願うものである。

【参考文献】

- 1) 関澤愛:(特別寄稿)マウイ島ラハイナの大規模火災と避難について, 月刊フェスク, 2024年4月号,
<https://www.fesc.or.jp/monthly-fesc/api/magazines/196/pdf#page=6>
- 2) 関澤愛:(特別寄稿)2025年カリフォルニア林野火災の実態と喚起された課題, 月刊フェスク, 2025年6月号,
<https://www.fesc.or.jp/monthly-fesc/api/magazines/211/pdf#page=6>
- 3) Wikipedia:2025 South Korea wildfires,
https://en.wikipedia.org/wiki/2025_South_Korea_wildfires (2025年5月15日アクセス)
- 4) 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会:大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書(令和7年8月),
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf (2025年10月10日アクセス)
- 5) 国土交通省・気象庁:日本の年平均気温偏差,
https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/list/an_jpn.html (2021年11月26日アクセス)
- 6) e-Stat 政府統計の総合窓口:林業産出額,
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/ringyou_sansyuu/index.html (2022年2月18日アクセス)
- 7) 総務省消防庁:令和7年2月26日に発生した大船渡市における林野火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書,
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/05/sankou3.pdf (2025年5月15日アクセス)
- 8) 総務省消防庁:大船渡市林野火災の概要,
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/01/shiryou2.pdf (2025年10月10日アクセス)
- 9) 総務省消防庁:大船渡市林野火災の消防活動の概要,
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/01/shiryou3.pdf (2025年10月10日アクセス)
- 10) 総務省消防庁:林野火災への備え,
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/rinyakasai/sonae.html> (2025年10月15日アクセス)



令和8年度消防庁予防課予算概算要求の概要

消防庁予防課 佐藤弘和

●はじめに

消防庁では、令和7年8月末に「令和8年度消防庁予算概算要求について」を公表した。

概算要求総額は151.0億円であり、一般会計149.1億円、東日本大震災復興特別会計1.8億円となっている。

令和8年度予算概算要求額は、令和7年度一

般会計予算126.2億円に対して22.9億円増(18.2%増)、令和7年度東日本大震災復興特別会計7.9億円に対して6.1億円減(76.7%減)となっている。このうち、本稿では予防課の予算概算要求の概要について述べていく。

●予防課の予算について

予防課の令和8年度予算概算要求額は一般会計のみの144,139千円で、令和7年度予算に対して39,840千円増(38.2%増)となっており、各項目において、必要な経費を計上している。

主なものとしては、泡消火薬剤の一部に用い

られてきた有機フッ素化合物(以下「PFAS」という。)に係る昨今の国際的な環境規制の動向等に対応するため、代替となる消防設備の技術基準等を検討するための経費、消防用設備等点検、防火対象物点検及び防災管理点検におけるデジ

令和8年度 消防庁予算概算要求の概要

概算要求額

151.0億円 +事項要求

○一般会計 149.1億円

(対前年度比 +22.9億円、18.2%増)

○復興特別会計 1.8億円

(対前年度比 △6.1億円、76.7%減)

<主な重点取組事項>

1. 林野火災や大規模災害に備えるための消防防災力の充実強化 8.5億円+事項要求

○ 林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備

【新規】事項要求

- 海や河川などの水源から遠隔地に大量送水が可能となる海水利用型消防水利システム(スーパーポンバー)を配備。
- 水利の限られる山間部の火災現場において、水利確保及び効率的な放水を可能とする大型水槽付き放水車を配備。
- 夜間監視・熱源探査ドローン等の資機材を搭載し、狹隘で傾斜のある林道にも機動的に進出可能な林野火災対応ユニット車を配備。
- 八潮市道路陥没事故等を踏まえ、砂、泥、がれきを吸引し、土砂の効率的な除去を可能とする高度土砂吸引車を配備。



【海水利用型消防水利システム(スーパーポンバー)】
【大型水槽付き放水車】



【林野火災対応ユニット車】
【高度土砂吸引車】

○ 消防庁ヘリコプターの整備

【新規】事項要求

- 南海トラフ地震等に備え、緊急消防援助隊出動の際に、情報収集・映像送信の任務を行う消防庁ヘリコプターを増機。

【夜間監視・熱源探査ドローン】

○ 林野火災に係る広報・啓発等モデル事業

【新規】0.2億円

- 林野火災の予防に係る広報・啓発等を目的としたモデル事業を実施。
- 実施の成果を、全国の地方公共団体へ横展開し、効果的な林野火災予防の普及を推進。

【消防庁ヘリコプター】

タル技術を用いた効果的な点検手法を検討するための経費、及びAI、IoT等の新技術の動向と消防用設備等における活用可能性等について調査し、防火安全性の一層の向上に資する活用方法や、所期の性能が確保されていることの確認方法等について検討するための経費を「火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築に要する経費」(77,923千円)において計上した。

また、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」において、感震ブレーカーの普及推進とその設置に係る支援措置の必要性が盛り込まれ、令和6年6月28日の中央防災会議において、防災基本計画に感震ブレーカーの普及推進に努めることが位置づけられており、第一次国土強靭化実施中期計画においても密集市街地等の火災対策の推進を図るための目標が定められたことから、著しく危険な密集市街地における感震ブレーカーの設置を支援するための経費を事項要求とした。

令和8年度予算概算要求における事項は次の7項目であり、以下、各項目の内容を説明していく。

(1)火災予防対策、消防用機械器具業界の指導 育成等に要する経費

表彰の実施や各会議・研修会への助言等を通じ、火災予防対策及び消防用機械器具業界の指導育成を図るための経費。

【要求額】3,245千円(前年度予算額 3,242千円)

【主な用途】

- ・予防業務優良事例表彰及び消防設備保守関係者等表彰に関する費用

(2)消防法令に係る違反是正推進に要する経費

防火対象物の消防法令違反の是正対策を推進するとともに、違反是正に係る課題等を調査し、効率的かつ効果的な違反是正体制の充実強化を図るための経費。

【要求額】18,304千円(前年度予算額 18,359千円)

【主な用途】

- ・違反是正に係る課題等の調査及び効率的かつ確実に違反処理業務を行うための手法の検討に関する費用
 - ・高度な違反処理事例の収集に関する費用
 - ・違反是正に関する消防本部への技術的助言、

2. 消防防災分野の新技術・DX推進 7.4億円+事項要求

○ 競争的研究費の拡充

- ・能登半島地震や大船渡市林野火災、八潮市道路陥没事故など、災害の検証結果を踏まえた緊急的な課題解決に資する研究開発を推進。

○ 消防の現場ニーズと技術シーズのマッチング促進等

【新規】0.6億円

- ・消防機関と企業等の連携を促進するマッチング支援事業等を実施。

○ 消防力の充実・強化のための新技術現場実装モデル事業

【新規】事項要求

- ・消防分野では未だ導入が進んでいない新技術等について、消防本部での導入・運用を試行的に実施。

○マイナ数値の全国展開・機能拡充

【新規】事項要求

- ・タブレット端末等の機器購入に対して補助とともに、厚生労働省と連携しマイナ急救で得られた傷病者情報等を医療機関へ一斉送信することで、より効率的に搬送医療機関を確定する仕組み等を検討。

○ 消防指令システムにおけるAI審証事業

【扩充】事项要求

- ・消防指令システムへのAI実装(例:緊急通報の文字起こし、自動応答)に向けた実証実験の実施



情報提供及び共有化の推進に関する費用

(3) 住宅防火対策等の推進に要する経費

住宅火災による死者は、高齢者人口の増加等

を背景に令和3年以降増加傾向にあることから、住宅火災の死者の低減を図るため、被害低減効果の高い住宅用火災警報器等の設置維持

3. 緊急消防援助隊の充実強化 72.4億円+事項要求

「1. 林野火災や大規模災害に備えるための消防防災力の充実強化」に加え、以下の取組を推進

○ 緊急消防援助隊の全国合同訓練 【拡充】4.3億円

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、令和4年度以来となる全国合同訓練を北海道及び宮城県において開催。



【緊急消防援助隊全国合同訓練】

○ 緊急消防援助隊支援アドバイザー派遣事業 【新規】0.1億円

- ・ 各都道府県、消防本部における緊急消防援助隊の支援能力の向上のため、支援に関する専門的知識を有するアドバイザーを全国に派遣し、研修や訓練企画支援等、具体的な助言や情報提供を実施。



【アドバイザー事業のイメージ】

○ 緊急消防援助隊への救助技術の高度化及び普及事業 【新規】0.1億円

- ・ 複雑多様化する災害に対応するため、国際規格を満たしたロープレスキュー技術等の高度化育成研修を実施し、全国の緊急消防援助隊へ救助技術の普及を推進。



【高度化育成研修のイメージ】

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両・資機材など) 61.6億円

- ・ 「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強するため、車両・資機材等を整備。



【消防ポンプ自動車】



【救助工作車】

4. 消防団等の充実強化 8.5億円+事項要求

○ 消防団の力向上モデル事業 【拡充】4.2億円

- ・ 消防団の充実強化につながるモデル事業を推進。
- ・ 特に、林野火災対応力の強化や、女性や若者の入団促進を図る取組を重点的に支援。



【モデル事業の例】
（林野火災想定訓練）



（学園祭でのブース出展）

○ 消防団ドローン・DX推進事業 【新規】0.4億円

- ・ 都道府県の消防学校において、ドローンの操縦講習に加え、デジタル技術を活用し、ドローンから伝達された映像を共有した捜索活動等の講習を実施。



【ドローンの操縦講習の例】

○ 消防団入団促進広報事業 1.4億円

- ・ 女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化。



【消防団入団促進用ポスター】

○ 自主防災組織等活性化推進事業 1.0億円

- ・ 地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育や住民への防災啓発、地域の防災計画策定など、自主防災組織等を活性化するための取組を実施。



【自主防災組織等立ち上げ支援】

○ 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付 事項要求

- ・ 狹隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両に対する無償貸付を実施。



【救助用資機材等を搭載した消防車両】
（小型動力ポンプ積載車(3.5t未満)）（オフロードバイク）



【補助対象資機材の例】

○ 救助用資機材等の整備に対する補助 事項要求

- ・ 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施。
- ・ 特に、林野火災を踏まえた火災対応資機材の充実を図るとともに、引き続き、小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進。



（可搬消防ポンプ）（ドローン）（背負い式）（ウォーター消火水のう）（チャージャー）（衛星通信機器）

管理対策を進めるための経費。

また、飲食店の火災件数は増加傾向にあり、その中でも焼肉店で使用される七輪等の調理を目的とする火気器具上部に設置する排気ダクトからの出火が多いことから、排気ダクトを原因とする飲食店火災の防火安全対策の検討を行うための経費。

【要求額】24,247千円(前年度予算額 24,503千円)

【主な用途】

- ・住宅における各種防火対策の推進方策の検討に関する費用
- ・住宅防火・防災キャンペーンによる防火意識の普及啓発に関する費用
- ・火災事案の再現実験及び広報用映像資料の作成に関する費用
- ・火気器具上部に設ける排気ダクト等の火災抑制対策の検証に関する費用

(4)火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築に要する経費

火災予防行政のあり方をめぐる諸問題について総合的な検討を行い、火災予防に係る規制体

系の再構築と火災予防の実効性向上を図るための経費。

【要求額】77,923千円(前年度予算額 37,759千円)

【主な用途】

- ・PFASを用いた泡消火設備の代替となる消火方法の確立に向けて、消火実験やシミュレーションを行い、環境に配慮した技術基準について検討するための費用
- ・消防用設備等点検、防火対象物点検及び防災管理点検における、デジタル技術を用いた効果的な点検手法について検討するための費用
- ・新技術の動向と消防用設備等における活用可能性等について調査し、防火安全性の一層の向上に資する活用方法や、所期の性能が確保されていることの確認方法等について検討するための費用
- ・新たな利用形態の施設(無人化、業務自動化)における火災発生時の消火や避難誘導などの初動活動について、AI、IoT等の新技術などを活用した実効性のある体制の確保に向けて検討するための費用

5. 常備消防等の充実強化 16.6億円

- 消防防災施設整備費補助金(耐震性貯水槽など)
・耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進。



【耐震性貯水槽】

6. 火災予防対策の推進 4.3億円+事項要求

- 感震ブレーカーの購入・取付支援
・著しく危険な密集市街地を有する自治体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行う。

【新規】事項要求



【感震ブレーカーの例】

7. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化 15.3億円+事項要求

- 特定臨時避難施設(シェルター)の整備
・沖縄県の先島5市町村のうち、竹富町、多良間村における特定臨時避難施設の整備を支援。

	竹富町	多良間村
建設場所(予定)	新築する(西表島)大原庁舎の地下	新築する移住定住促進住宅の地下
平時の利用方法(予定)	会議室 事務室	多目的ホール 事務室

8. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進 7.8億円

- 女性消防吏員の更なる活躍推進等
・消防庁が開催している「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」の議論を踏まえ、ポスターやSNS広告等による広報活動に加え、女性消防吏員の活躍事例をまとめた事例集の作成などの取組を新たに実施。



【女性消防吏員の採用ポスター】【女性消防吏員のPR動画】

(5) 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整に要する経費

死者が多数発生するなど社会的影響が大きい火災等について、消防法に基づき消防庁長官が火災原因調査を実施し、その結果を火災予防行政の企画立案に反映するための経費。

また、消費者安全の観点から、消防機関の火災調査で判明した製品火災情報を整理し、関係機関と連携した対策を推進するための経費。

【要求額】473千円(前年度予算額 426千円)

【主な用途】

- ・消防庁長官による火災原因調査等に要する費用

(6) 消防用機器等の国際動向への対応に要する経費

消防用機器等の国際動向に対応するため、各國ごとの動向の収集(主に先進国)、国際規格・基準の分析、検討等を行い、消防庁として知見を蓄積し、国際動向等への対応が必要な場合に国内意見として活用するための経費。

【要求額】4,628千円(前年度予算額 4,643千円)

【主な用途】

- ・海外におけるハロン消火剤の管理についての動向調査に関する費用

- ・ハロン消火剤等の適正な設置・維持に係る調査及び管理に関する費用

- ・ISO規格と日本規格の比較実験等の実施・分析に関する費用

(7) 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化に要する経費

東南アジア諸国を始めとする新興国の消防用機器等の規格の整備状況を踏まえ、日本規格を導入する余地がある新興国を絞り込み、日本製品の品質の高さを支える日本規格と日本の認証制度等の導入により、自国の防火安全性が大きく向上することを相手国政府に理解してもらうことで、日本の規格、認証制度の浸透を図っていくための経費。

【要求額】15,319千円(前年度予算額 15,367千円)

【主な用途】

- ・対象国の政府・消防関係者との協議に要する費用
- ・対象国の消防制度における整備状況の実態調査・分析資料作成に要する費用
- ・関係団体、国内製造事業者と連携した対応策検討に要する費用

●おわりに

以上が予防課の令和8年度予算概算要求の概要である。これらの事業が確実に実行できる

よう予算額の確保に努めて参りたい。

一般会計

2. 消防防災分野の新技術・DX推進

⑦ 消防団ドローン・DX推進事業

都道府県の消防学校において、ドローンの操縦講習に加え、デジタル技術を活用し、ドローンから伝達された映像を共有した搜索活動等の講習を実施。

【新規】0.4億円



【ドローンの操縦講習の例】

⑧ 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築

【拡充】0.8億円の内数(R7 0.4億円)

昨今の火災予防行政をめぐる諸課題を踏まえ、火災予防に係る規制体系の再構築や火災予防の実効性向上について検討。

- ・新たな利用形態の施設(無人化、業務自動化)における防火管理について、新技術を活用した実効性の確保策を検討。
- ・デジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方を検討。



【新技術を活用したイメージ】

カメラ画像のAI認識や消火装置を制御するIoTにより、消防設備等の自動点検や火災の早期検知、自動消火等を行う。

一般会計

6.火災予防対策の推進

4.3億円+事項要求

(a) 火災予防対策の推進

① 住宅防火対策等の推進

0.2億円(R7 0.2億円)

住宅火災による高齢者の死者が7割以上であり、
高齢化の進展に伴い死者が増加傾向にあることを踏まえ、
住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進。



【住宅防火対策の推進】

② 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築（一部再掲） 【拡充】0.8億円(R7 0.4億円)

昨今の火災予防行政をめぐる諸課題を踏まえ、火災予防に係る
規制体系の再構築や火災予防の実効性向上について次の検討を実施。
・環境に配慮した、PFAASを用いない消火設備の技術基準の検討
・デジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方に係る検討



【駐車場の泡消火設備のイメージ】

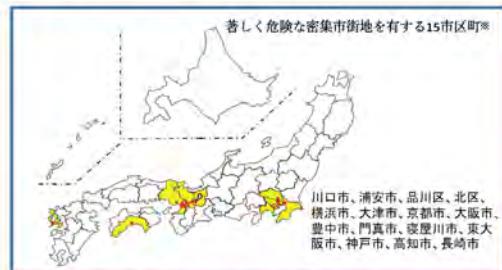
③ 感震ブレーカーの購入・取付支援

【新規】事項要求

著しく危険な密集市街地を有する自治体が、当該市街地に居住する者に対して
感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行う。



【感震ブレーカーの例】



※「延焼危険性」、「避難困難性」を考慮しつつ、個々の地域特性を踏まえ、自治体が位置づけ

(c) 消防用機器等の海外展開

① 國際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステム の海外展開の推進 0.3億円(R7 0.4億円)

② 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.2億円(R7 0.2億円)

③ 消防用機器等の国際動向への対応 0.05億円(R7 0.05億円)

日本製品の海外展開を推進するため、日本の規格・認証制度の普及
及び日本企業による製品の紹介を東南アジア諸国に対して進めるとともに、
消防用機器等の国際標準化への対応を推進。



【消防防災関連企業における製品紹介
(国際消防防災フォーラム 令和7年2月 インドネシア)】



【ベトナム消防防災展での講演の様子(令和6年8月)】



【国際標準規格の策定に係る国際会議での意見等
を通じて、国内規格との整合性を確保】

第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



予防業務のデジタル化と紙台帳ゼロ 〈予防業務の効率化と行政サービス向上の両立を目指して〉

明石市消防局

はじめに

令和2年度より消防における手続きの電子申請を導入するよう総務省消防庁から通知されて以降、各消防本部は少なくとも19の手続きを電子化するよう求められてきた。

また、明石市の行政機関全体で電子申請に必要なデジタルツールを令和5年度下半期に導入することが決定していたため、明石市消防局予防課（以下「予防課」という。）においても所管する事務の電子化について情報収集を行うとともに、どのように電子化するのか方針を決めなければならなかった。

まず、明石市の全序的な方針として、申請は紙と電子いずれの方法でも受付可能とすることが示されていたため、予防課としても、明石市の意向を踏まえ、紙は紙、電子は電子と、始まりから終わりまで申請手続きを一貫して完結できるようにすることで、電子申請等の導入にあたつ

て大きな混乱を招かずに済むと考え、仕組みづくりに取り組むこととした。

これらの取り組みが他の消防本部の参考になればと思い、予防業務優良事例表彰制度に応募したところ優秀賞の受賞に至った。受賞後は全国から複数の問合せを受け、さらに情報交換の輪が広がったが、まだまだ発展途上であるため、引き続き情報交換をお願いしたい。

背景

予防課では、年間約7,000件の各種申請対応事務、約300件の消防同意事務及び市内全域の消防検査を6名の職員で行っている。消防庁が示す「火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入」と「電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱」について、予防課では令和6年4月から電子申請による受け付けを開始し、約60年分の紙台帳の廃止とあわせて電子化を進めてきた。一方で紙での申請は今後も受け付け、PDF化したものを電子台帳で一括管理を行うこととした。電子台帳に情報を集約することで業務の効率化を図るとともに、電子データで申請の受付から消防検査までを完結できる環境づくりを目標とした。

前述のとおり、令和5年度下半期に明石市全体でデジタルツールの導入が重なったため、各種手続きの電子申請等の導入にあたり、効率的に仕組みづくりをすることが可能な状況にあつ



た。そこで、以下の7つの業務を同時に電子化することとした。

取り組み内容

(1)各種申請及び消防同意の電子申請による受付

各種申請及び消防同意に関する30の電子申請フォームを作成し、令和6年4月から明石市ホームページ上で公開した。また、令和6年12月からは危険物に関する30の申請フォームを公開した。それぞれの申請フォームは申請者が作成した様式をPDF化して添付するようにし、「紙からPDFになっただけ」だという旨を申請者と予防課の職員に周知した。申請フォームは「簡素に入力できるように」と工夫して、申請に対する心理的ハードルを低くするよう配慮した。

電子申請では副本の返却は行わず、代わりに発行する電子受付番号を記録するよう申請者に周知した。ただし、消防検査では届出書の表紙に押印したものを配付し、紙申請と電子申請が混在した場合に対応している。

また、消防同意では、本稿執筆現在、「専用住宅」、「長屋住宅」及び「300m²以下の政令別表第一に区分される防火対象物」に限定して電子申請を受け付けているが、今後範囲の拡大を検討している。なお、電子申請の処理にあたり、サブディスプレイの配備は必須であると考え、職員1名につきPC1台とサブディスプレイを2台用意して審査が滞りなく行えるよう環境を整備した。



正規職員用のデスクの一例 ①③サブディスプレイ、②職員用PC、④屋外持出可能なPC兼タブレットを予防課に配置

(2)電子台帳に記録&電子簿冊に保存

防火対象物の情報を一元管理するため、各種申請や消防同意情報は電子台帳に記録している。紙の申請や紙台帳もすべてPDF化して電子台帳に紐づけることで、防火対象物の情報はもとより、過去の申請書類や消防同意書類を瞬時に確認することができるため、業務の効率化を図れている。

明石市では文書管理システムを令和6年2月から導入し、電子申請されたものは電子決裁している。申請された電子データをそのまま決裁することができ、決裁が完了すれば電子簿冊に自動的に保管されるため、決裁のために電子申請を紙に印刷することは不要である。なお、紙の申請の場合はそのまま決裁を行い、後にPDF化して一月ごとにデータを電子台帳に紐づけている。



各デジタルツールの運用は職員が管理



職責証明用ICカードとLGPKI認証用カードリーダー



再任用職員による図面のPDF化作業

(3)LGPKI認証による電子署名

「喫煙、裸火使用、危険物品持込み承認申請申請書」のような消防長の承認を必要とする申請は、これまで公印の押印が必要な処分通知だった。そこでLGPKI（地方公共団体組織認証基盤）認証を活用し、明石市消防長の電子署名が付与されたPDFデータを交付できるようにした。処分通知の電子化が可能になったことで電子申請が可能になり、申請者は窓口まで来庁する必要がなくなった。

(4)Zoomやタブレットを活用した消防検査

オンラインを利用した消防検査において予防課長が認めるものに限り、Zoomを利用した消防検査を実施している。Zoomは無料アカウント版を利用しており、予算を必要としていない。解像度や音声品質は十分に満足できるため、主に軽微な工事等の消防検査を中心に実施している。

また、現地の消防検査を行う際には、電子申請により提出された図面等のPDFデータを保存したセキュリティ対応済みのタブレットを携行している。



オンライン検査は軽微な工事等で活用中

(5)紙書類のPDF化と電子台帳への集約

長期にわたり保管してきた紙の申請書や紙の防火対象物台帳の電子化には多大な時間と労力が必要となるが、予防課では業務委託による紙書類のPDF化に平成15年から取り組んでいる。さらに令和4年度からは、明石市で公文書をPDF化する事業が始まり、これらの利用を含めて紙書類のPDF化は日常業務の範囲で対応できるボリュームとなっている。

PDF化された書類は、一月ごとに電子台帳に紐づけることとしており、現在は再任用職員等がその作業を担っている。

電子台帳にPDF化した申請書類を紐づけることにより、庁舎内での執務中はもちろん、消防査察中でも過去に申請された届出書類を出向先から確認する事が可能になり、予防業務の効率化に大きく貢献している。

(6)事前相談のオンライン化

電子申請フォームから事前相談の予約の受け付けを行っている。申請フォームでは図面等の書類を添付できるため、消防同意や工事に関する事前相談にも対応できている。そのため、遠方から来庁せずとも具体的な相談が可能である。

(7)手数料納付の電子化

予防課危険物係では、年間に約400件の許可申請にかかる手数料の納付事務がある。申請の都度、事業者は手数料を窓口まで納付に来る必要があり、また、現金で納付された手数料は公金として厳重に管理する必要があるため、紛失

等のリスクに細心の注意が必要であった。

この度の電子申請化に伴い、以前より事業者から要望があった納付事務についても電子化に対応した。手数料の支払いはクレジットカードまたはPayPayで支払いが可能で、事業者は外部への現金の持ち出しが不要になり、好評を得ている。また、行政側も現金取り扱いの減少により負担が軽減された。

取り組み結果と効果

- (1)申請から消防検査までの電子化を包括的に構築したことによって、ワンストップで電子手続きが可能になった。電子申請の開始は遠方の事業者や指定確認検査機関に特に好評を得ており、手続きの効率化につながっている。申請書類の修正もオンライン上でやり取りできるため、書類の修正にかかる時間も削減されている。電子申請は令和7年3月末時点で全体の2割になる約1,400件の申請があり、今後はより多くの電子申請が行われるよう広報していく。
- (2)オンライン検査は現地へ出向する検査と比較すると、移動時間を含めて毎回1時間程度の時間を削減できており、業務の効率化に大きく貢献している。オンライン検査が可能な防火対象物に対しては、今後も積極的に活用していきたい。
- (3)オンライン化の大きな壁であった処分通知は

今まで印刷された様式に押印が必要であったが、LGPKI認証を活用してPDFファイルに電子署名が可能になった。そのため、申請者は電子申請から処分通知を受け取ることが可能になり、また、行政側も窓口での処分通知の受け渡しといった業務が削減され、両者の負担を軽減することができた。

(4)紙書類の検索に多くの時間を要していた。予防課では紙書類のPDF化作業を平成15年から継続していたが、電子台帳やPDF化した図面等を紐づけるツールがなかった。しかし、7つの業務の電子化への取り組みを契機として約60年分の紙台帳を電子台帳に集約することで効率的な台帳管理を実現した。

最後に

7つの電子化への取り組みは「仕組みづくり」であり、紙の申請を受け付けていた職場環境から大きな負担を職員に強いることなく移行することが必要であった。「紙からPDFになっただけ」だという旨を申請者と予防課の職員に周知したことは、電子申請に対する心理的ハードルを低くする施策の一環であり、電子化への最重要課題として取り組んだ。現在は、各職員がそれぞれの電子ツールの扱いを理解し業務を行っているが、マニュアルを作成するなどして、誰でも簡単に扱うことができるよう電子化に関する教育を継続して取り組んでいく必要がある。



申請から消防検査まで可能なワンストップ電子手続き

建築部局と連携し、 消防法第5条第1項の命令を 発令して建築基準法令違反が 是正された事例

川口市消防局予防課

1 川口市の概要

当市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接している。江戸時代から“ものづくりのまち”として鋳物や植木などの産業が発展し、その後、首都東京と隣接しているという利便性から、住宅都市化が進んだ。平成23年10月11日に鳩ヶ谷市との合併を経て、平成30年4月1日に中核市へ移行し、人口約60万人都市となった。

2 査察の執行体制について

川口市消防局（以下「当局」という。）は消防職員596名、5課で構成する消防局、3消防署、10分署で組織されている。査察の執行体制は、隔日勤務の各消防署及び分署の消防隊又は救助隊が査察を行い、重大違反を覚知した場合や違反処理へ移行する際に、毎日勤務の管轄署管理



建物外観(写真左がAビル、中央がガスボンベ庫、右がBビル)

課査察指導係（以下「管轄署」という。）と合同査察を実施する体制である。そして、警告の履行期限を経過しても是正されない場合は、消防局予防課予防係（以下「消防局」という。）において命令等の上位措置を行う体制としている。

3 事例の概要

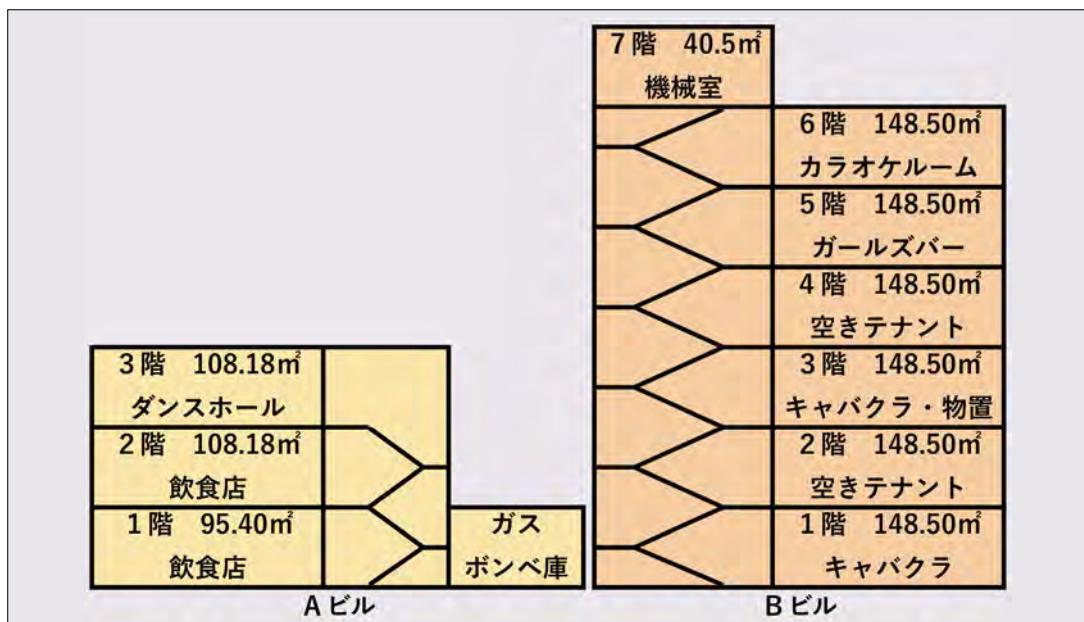
本事例は、令和3年12月17日に発生した大阪市北区のビル火災を受け、直後に実施した当市建築部局との合同緊急点検（以下「緊急点検」という。）において覚知した建築基準法令違反（堅穴区画構造違反）に対し、消防法第5条第1項の規定に基づく改修命令（以下「改修命令」という。）を発令し、是正に至った事例である。本稿では、建築基準法令違反を是正させるために建築部局と行った事前協議や違反調査の内容を述べる。緊急点検において覚知した建築基準法令違反に対する対応や建築部局との連携に苦慮している消防本部も少なくないと思われるが、本稿が参考となれば幸いである。

掲載スペースの都合上、建築基準法令違反以外の違反に関する指導経過及び警告書交付までの指導経過については割愛させていただく。

4 防火対象物及び建築基準法令違反の概要

〈Aビル〉

所有者	法人C 代表取締役D (ナイジェリア国籍)
-----	--------------------------



ビル概略図(令和5年11月調査時点)

用 途	(16)項イ
構造・規模	RC造 地上3階 延べ面積311.76m ²
建 築 確 認	不明
新築年月日	昭和41年6月15日
※特定一階段等防火対象物に該当	

〈Bビル〉

所 有 者	法人C 代表取締役D (ナイジェリア国籍)
用 途	(16)項イ
構造・規模	鉄骨造 地上7階 延べ面積931.50m ²
建 築 確 認	昭和47年12月27日
新築年月日	昭和48年8月30日
※特定一階段等防火対象物に該当	

5 建築基準法令違反に対する当局の考え方

当市違反処理基準(『違反処理標準マニュアル』に準拠)では、防火対象物に次のような状況が存在し、消防法第5条第1項に規定する命令要件に該当する場合、違反処理へ移行するものと定めている。

○防火設備が設置されていないもの又は構造不

適若しくは機能不良となっているもの
 ○堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの
 ○配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの
 当局は、これらの構造不適・機能不良等の判断にあたって、建築基準法令で定める技術基準への適合を基準としている。したがって、堅穴区画を含む防火区画構造違反が存在し、かつ火災発生時に人命危険があると認められる場合は、違反処理をもって対応すべきものとしている。

6 警告書の交付

本事例では、緊急点検時に覚知した堅穴区画構造違反が建築部局の行政指導後も是正されず、かつ、防火対象物の形状、用途及び使用状況から火災時に人命危険があると判断し、違反処理へ移行した。令和4年12月1日、管轄署は堅穴区画の改修命令を予告する警告書を所有者法人Cの代表取締役Dに手交した(履行期限:令和5年6月30日)。しかし、期限経過後も是正されなかつたため、管轄署から内部規程に基づく上申がなされ、違反処理の主体が消防局へ移り、改修命令発令を見据えた違反調査を行う



ガスボンベ庫内の状況

こととなった。

7 建築部局との協議(令和5年11月1日)

改修命令発令前の違反調査及び事務を円滑に進めるため、建築部局と次の協議を行った。

(1)建築部局における指導方針の確認

違反の経緯や現況から判断して行政指導を継続し、建築基準法第9条の規定に基づく措置命令について、直ちに発令は行わない方針であることを確認した。

(2)調査内容の確認

Aビルは建物登記上、建築基準法令における堅穴区画規定の施行前に新築とあり、既存不適格建築物の可能性があった。このため、既存不適格建築物に該当せず堅穴区画が必要な建築物であることを明らかにする調査方針とした。そのうえで、両ビルの違反箇所及び内容を明確化することに重点を置くものとした。

(3)調査結果の照会

改修命令発令の判断基準となる建築基準法令への適合状況については違反調査実施後、「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について (平成27年12月24日付け消防予第480号)」を参考に建築部局へ照会し、文書回答を得ることで同意した。

(4)改修命令後の相談窓口

改修方法に関する相談窓口を建築部局とし、関係者等から当該相談を受けた場合は、消防局へ情報提供するよう依頼した。

8 違反調査及び資料の収集(令和5年11月21日~)

本事案における改修命令発令要件は、両ビル共に「堅穴区画構造違反が存在し避難の支障になり、火災時に人命危険があると認められること」とした。違反調査報告書及び収集資料は、審査請求や取消訴訟時の疎明資料となり得ることに留意し、次のとおり違反調査を実施した。

(1)「堅穴区画構造違反が存する状況が、避難の支障になること」の調査

ア 既存不適格建築物否定の調査

AビルとBビルとの間には、Aビル1階テナントのバックヤード兼LPガスボンベを貯蔵する未登記の工作物(以下「ガスボンベ庫」という。)が存在していた。建築部局とともにガスボンベ庫内を見分すると、ガスボンベ庫のスレート屋根を支える鉄骨が、Bビルの外壁に接しているが、構造的には接続していない状況を認めた(左上写真参照)。

これらの状況からガスボンベ庫は、少なくともBビル建築後に増築されたものと推定された。また、Bビルの建築確認済証交付年月日が昭和47年12月27日であったことから、当該増築は建築基準法令における堅穴区画規定の施行後であると推定された。これにより、Aビルは既存不適格建築物であることが否定され(建築基準法第3条第3項第3号)、Aビルは堅穴区画が必要な建築物であると判断した。

イ 堅穴区画構造違反の調査

建築部局とともに両ビルの階段室内を見分すとともに、堅穴区画が形成されていない状況を写真に記録し、写真説明書を作成した。

(2)「火災が発生したならば人命に危険であると認める」と認める調査

ア 両ビルの各階テナント内を見分すとともに、火気使用設備等を写真に記録し、写真説明書を作成した。「火災が発生したならば」という状況が現実に起こり得る危険性があることを記録することで、命令発令の妥当性を強化した。

イ 両ビルの各階テナント占有者(賃借人)に対

し、テナント用途、営業時間、普段の客入り、アルコール類提供の有無、防火管理等について質問し、録取した内容を質問調書に記録した。これにより、両ビルには不特定多数の利用者がいることや、アルコール類の提供のあるテナントでは酩酊した客が火災発生時に避難困難者となるおそれがあることから、「火災が発生したならば人命に危険である」という命令発令要件の根拠を強化した。

(3)「権原を有する関係者」(名宛人)の調査

- ア 建物登記及び法人登記を公用請求し、法人Cが両ビルの所有者であることを確認した。また、建物登記には公信力がないため、代表取締役Dから両ビルの所有者が法人Cである旨の供述を録取し、質問調書に記録した。
- イ 両ビルの各階テナント占有者である各賃借人に対し、賃貸借契約書の提出を求め、当該契約書に「階段室(堅穴区画)に面する壁や防火戸は、賃借人がその責任と権限において改修する」という趣旨の特約は記載されていないことを確認した。また、両ビルの賃貸人である法人Cの代表取締役Dと賃借人のいずれからも、当該特約が設けられているという認識はないとの供述を録取し、質問調書に記録した。これにより、民法の一般規定のとおり、所有者である法人Cのみが両ビルの堅穴区画を改修することのできる「権原を有する関係者」に該当し、改修命令の名宛人となると判断した。

(4)消防法第5条第1項ただし書適用有無の検討

総務省消防庁の弁護士事業を活用し、担当弁護士からの助言を受けつつ、両ビル共に同項ただし書に規定する「建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないもの」には該当せず、改修命令の発令要件を満たすものと判断した。

9 改修命令の発令

(1)Aビル

前掲8(1)アの照会の結果、建築部局から「建

築基準法令における堅穴区画規定の施行後の増築が認められることから、建築基準法第3条第3項第3号の規定により既存不適格建築物には該当せず、堅穴区画が必要な建築物である」旨の回答書を受領し、改修命令を発令することを決定した。行政手続法の規定に基づき、弁明の機会の付与通知書を送付するも、提出期限までに弁明書が提出されなかったことから、令和6年7月12日、改修命令を発令した(履行期限:令和7年2月16日)。

(2)Bビル

2階及び4階部分のテナントが撤退し、空きテナントとなっていたことから、当該階の堅穴区画構造違反が直ちに「火災が発生したならば人命に危険である」と認めるることは難しいと判断した。そのため、2階及び4階部分については、テナントが入居するまでの間、改修命令は留保することとし、空きテナント部分を除いて改修命令を発令することを決定した。行政手続法の規定に基づき、弁明の機会の付与通知書を送付するも、こちらも提出期限までに弁明書が提出されなかったことから、令和6年4月6日、改修命令を発令した(履行期限:令和6年10月31日)。その後、4階部分にテナントが入居したことから、4階部分のみの違反調査を実施し、改修命令の発令要件を満たすと認められたため、弁明の機会の付与通知書の送付を経て(弁明書の提出無し)、令和6年10月13日、4階部分の堅穴区画の改修命令を発令した(履行期限:令和7年5月15日)。

10 是正完了までの経過

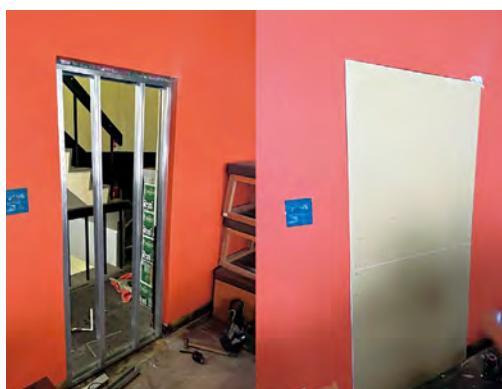
〈Aビル〉

令和6年11月8日～ 令和6年11月26日	法人Cより改修完了報告書(1階部分を除く)が随時提出。
令和6年12月2日	提出された改修完了報告書(1階部分を除く)の内容について、建築部局に対して建築基準法への適合状況を照会。

令和6年12月9日	建築部局より適法であるとの回答書を得たうえで、1階部分以外の履行状況確認調査実施。
令和6年12月16日	履行状況確認調査の結果について決裁を受け、1階部分以外の是正完了。
令和7年2月14日	法人Cより1階部分の改修完了報告書が提出。 同日、提出された1階部分の改修完了報告書の内容について、建築部局に対して建築基準法への適合状況を照会。
令和7年2月17日	建築部局と合同で1階部分の履行状況確認調査実施。
令和7年2月20日	建築部局より適法であるとの回答書を受領。 同日、履行状況確認調査の結果について決裁を受け、1階部分の是正完了。 【すべての命令事項について是正完了】

〈Bビル〉

令和6年11月8日～ 令和6年11月26日	法人Cより改修完了報告書が随時提出。
令和6年12月2日	提出された改修完了報告書の内容について、建築部局に対して建築基準法への適合状況を照会。



Aビルの窓区画改修状況

令和6年12月9日	建築部局より適法であるとの回答書を得たうえで、履行状況確認調査実施。
令和6年12月16日	調査結果について決裁を受け、是正完了。 【すべての命令事項について是正完了】

11 本事例において工夫した点

(1)建築部局への文書による照会及び回答

本事案では、Aビルが既存不適格でないものの根拠や、両ビルにおいて窓区画構造違反が存することの根拠について、建築部局へ文書による照会を行った。この際の照会元及び照会先は、それぞれの部局の担当課長名とした。これにより、建築部局からの回答が得られやすくなつたと同時に、自信をもって改修命令発令の意思決定を行うことができた。また、文書による照会及び回答は、名宛人から受領した改修完了報告書の内容についても準用し、その回答書を参考に消防局において是正完了の判断を行つた。

(2)配達証明付き内容証明郵便と特定記録郵便の併用

本事案の名宛人である法人Cの代表取締役Dは、命令を不服として命令書の手交を拒み、郵送による送達を希望したため、本事案において命令書は、配達証明付き内容証明郵便で発送すると同時に、同命令書の写しを特定記録郵便で発送する方法を採用した。内容証明郵便によ



Bビルの窓区画改修状況

り発送した命令書は受領されなかつたとしても、留置期間の満了時点をもつて到達したものとみなされ、命令の効力が生ずる。しかし、これでは名宛人に命令事項が伝わっていないことになるため、早期は正や命令書の到達をめぐる後のトラブル回避等の観点から、郵便ポストに投函される特定記録郵便を併用した。実際、本事案の名宛人は、内容証明郵便による命令書を受領せず、郵便物の保管期限が満了し、当局へ返送されてしまった。そのため、特定記録郵便により命令書の写しが投函されていることを電話及びメールにて伝え、これらのやり取りを違反処理経過簿に記録した。

(3)外国籍の関係者等への対応

ア 命令書の翻訳

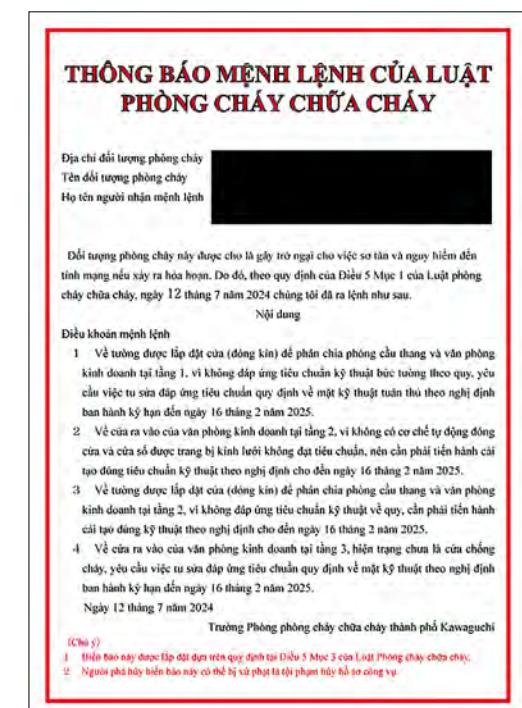
命令書の名宛人である法人Cの代表取締役Dがナイジェリア国籍であったことから、当市翻訳担当部局に当該命令書をナイジェリアの公用語である英語への翻訳を依頼し、翻訳した文書を前掲11(2)の特定記録郵便による命令書の写しとともに送付した。

イ 標識の翻訳

改修命令発令時、Aビル2階飲食店及びBビル6階カラオケルームは、それぞれベトナム国籍の占有者が経営しており、当該テナントの利用客も主にベトナム国籍であった。このことから、改修命令の発令に伴い防火対象物に設置する標識については、その設置の趣旨を鑑み、当市翻訳担当部局に当該標識の翻訳を依頼し、ベトナム語で作成した標識を日本語の標識に並べて設置した。

12 おわりに

本事案を通じ、それぞれの部局が所管する法令である「消防法」と「建築基準法」の目的の違いを理解することが重要であると認識した。それぞれの法律の目的規定を見ると、建築基準法では建築物等の「最低基準」を定めている一方、消防法にはこのような文言はない。これは、それぞれの法律に基づく措置命令の発令要件に表れているように思う（人命危険等が認められれば



ベトナム語に翻訳したAビルの標識

措置命令の発令が可能な消防法に対して、建築基準法では措置命令の発令までに様々な事前手続きを経る必要がある。改修命令発令前に行つた建築部局との協議においては当初、「建築部局においては措置命令を発令しないのにもかかわらず、消防局のみで措置命令を発令することは、市の対応としていかがなものか。」との意見が上がった。確かに、『逐条解説 消防法 第五版』(東京法令出版)によれば「消防機関と建築当局との協議により両者の措置命令を併せ発動することは、行政効果を図るために望ましい」とされている。しかしながら、消防組織法第1条の任務規定及び同法第6条の責任規定の趣旨に則れば、建築部局が措置命令を発令しない間にも人命危険等が認められる以上、消防部局においてはその任務と責任を果たすべく、消防法に基づく権限の行使をもつて当該人命危険等を排除すべきであると、当局は考える。

避難器具 マシマシ で行こう

未来の避難器具 — 集団か ら個へ、そして新しい安全 のかたちへ

三田村二郎

三田村二郎と申します。最終回の今回は避難器具の未来についてお話しいたします。

避難器具は長い間、火災や地震などの非常時に命を救う「最後の手段」として重要な役割を果たしてきました。しかし近年、社会構造や建物のあり方が大きく変化し、設置数は少しずつ減少しています。

たとえば、少子化により学校の数が減少し、老朽化した校舎の建て替え時に複数校が統合されるケースが増えました。また、バリアフリー化が進んだことで、エレベーターやスロープといった常設設備が整備され、避難器具が不要な建物も多くなっています。

都市部では高層化が進み、消防法で設置義務があるのは10階層まであるため、それ以上では設計段階から避難経路が確保されています。耐火性能の向上や非常用エレベーターの導入、避難安全検証法の普及も、建物の安全性を高めています。

福祉施設では、設計段階から避難経路が確保されているケースが多く、スプリンクラーや火災通報

装置、誘導システムなどと連動した総合的な安全対策が整備されています。

一方で、建築基準法では「2方向避難」の確保が義務づけられており、タワーマンションなどで避難器具用ハッチとハッチ用つり下げはしごが設置されることはもはや必要不可欠なインフラであり、いざというときの出口として欠かせない存在です。この背景には、昭和48年の第50号通知で示されていた「避難器具用ハッチ内につり下げはしごを格納し4階以上に設置できる」という運用が、平成14年6月24日公布の消防庁告示第6号による告示第2号の一部改正によって本則化されたことによるもので、構造や設置基準が明確化され、安全性と信頼性が制度的に担保されました。この考え方が建築基準法にも反映され、設計段階から避難計画に活用されています。今後タワーマンション等の建築物が建造される限り、避難器具用ハッチとハッチ用つり下げはしごについてはそうそう設置数が減ることはないでしょう。

避難器具に対する考え方も大きく変わってきました。かつては「多少のけがをしても命が助かればよい」という発想が一般的でしたが、今は「けがをせず、安全かつ安心して避難できること」が求められています。社会全体の安全意識の高まりや高齢化、利用者層の多様化により、避難器具は命を守るだけでなく、「避難行動そのものの安全性」が問われるようになりました。

避難器具に関する事故の多くは、「使用者の操作ミス」と「点検不良」の2つが原因です。非常時には誰もが冷静に操作できるとは限らず、慌てた状況でも直感的に使えることが重要です。また、操作を誤っても重大な事故に至らない構造も重要です。加えて、老朽化による事故も少なくありません。長年設置されたままの器具は、金属疲労や部品の劣化が進んでいる場合があり、本来の性能を発揮できない恐れが



シャーターによる避難

あります。こうした事故は、正しい操作方法の周知とともに、定期点検と適切な更新を怠らないことで防ぐことができるはずです。

しかし現状では、避難器具の耐用年数や交換時期に関する明確な基準が存在せず、「壊れていないから大丈夫」と長年使い続けられているケースが多くあります。見た目に問題がなくても、経年劣化によって強度が低下していることがあります。そのままでいざというときに性能を発揮できません。「壊れていないから使う」のではなく、「安全のために見直す」姿勢が求められます。(ただ金銭が絡むからなあ…(ボソッ))

こうした背景の中で、避難器具の役割は大きな転換期を迎えています。従来は「最後に取り残された集団」を外へ脱出させる装置としての役割を中心でしたが、今後は年齢や体力、障がいの有無などに応じて「一人ひとりの状況に対応した安全確保」が求められます。2024年1月2日に羽田空港で発生した航空機事故では、緊急脱出用シューターが迅速な避難に大きく貢献しました。この事例は、防災システムと連動して機能する避難器具の可能性を示しており、火災報知設備や煙制御システムと連携して自動的に展開するなど、建物と一体となって命を守る仕組みが今後ますます重要になると考えられます。

また、避難器具は「使うための道具」ではなく、「使わずに済むための備え」であるという考え方も大切です。操作が複雑であれば緊急時に使いこなせない可能性があり、誰でも迷わず使えるシンプルな構造が必要です。社会や建築技術が進化するなかで、避難器具が「義務的な装置」から「身近な安全のパートナー」へと進化することができれば、命を守る文化の一部として私たちの暮らしを支え続けていくでしょう。

今後の避難器具について、私が個人的に強く願っているのは、「ただ命を守るための道具」ではなく、「人の力を少しだけ広げてくれる存在」に進化してほしいということです。たとえば、着けるだけで姿勢を補助し、安全な速度で降下できるスマートハーネスや、身体を優しく支えながら移動を助けるパワーアシスト機能が当たり前になってほしいと思います。さらに、ハーネスと小型ドローンを組み合わせ、人の体重を一部浮かせることで、重力に縛られず数メートル先まで安全に移動できる——そんな器具が



ドローンによる避難

あれば、避難行動そのものがもっと自由で、恐怖の少ないものになるはずです。理想を言えば、まるで『ドラえもん』の「タケコブター」のように、身についた器具が空中で人を導いてくれる未来を見てみたいと思います。かつて手塚治虫が描いた未来都市が、今まさにAIやロボティクス技術で現実に近づいているように、「空を移動する避難器具」も、もう夢物語ではないかもしれません。

そして、四足歩行ロボットのような機械が、人に寄り添って歩き、荷物を運んだり、足元を支えたりしてくれる姿もぜひ実現してほしいと感じます。高齢者や体の不自由な方のそばで共に動き、必要な器具を運んでくれるロボットがいれば、避難は「助けられる」行為ではなく、「自分の力で安全へ向かう」行動へと変わっていくでしょう。

避難器具は、人の恐怖や不安を少しでも軽くするための道具であってほしい。装着するだけで安心が得られる、共に歩んでくれる存在であってほしい——そんな未来を、私は本気で夢見ています。

8回にわたってお付き合いいただき、本当にあり

がとうございました。一見地味な避難器具という存在について、少しでも新しい視点で考えるきっかけになっていたらうれしく思います。これからも技術は進化し、私たちの暮らしも変わっていきますが、「いざというときに人を守る道具」であり続けることだけは変わりません。皆さんの身近な安全について、これからも一緒に考えていけたら幸いです。

【執筆後記】

書きたいことは、実のところもう少しあります。けれども、この誌面ではどうしても書けないこともあります。業界の裏話や現場のあれこれなど、本当はもう少しざっくばらんにお伝えしたかったところです。もしどこかでお目にかかる機会がありましたら、ぜひコーヒーでも飲みながらゆっくりお話ししたいものです(コーヒー以外も可です)。

改めて感じるのは、法律や規則を変えるには慎重な手続きと時間が必要だということです。でも同時に、新しい発想や柔軟な視点がなければ未来は動かない。最近開発が進んでいる降下型避難機器などがもっと普及し、安全で確実な避難が実現していくことを心から願っています。器具を使った際の事故



4足歩行ロボットによる避難

をなくしたい——この思いはずっと変わりません。(その前に火災がなくなればこの仕事はなくなりますが)もし自分に資金と工場があったなら、理想の避難器具を自分の手で作ってみたい。そんな夢を少しだけ抱きながら、今日も資料と向き合っています。

※避難設備の使用方法については、全国避難設備工業会のホームページに動画が掲載されていますので、こちらも参考にご覧ください。



□全国避難設備工業会公式チャンネル

令和7年10月24日より、以下の避難器具に関する動画を公開しております。

- ・はしご用避難器具用ハッチ
- ・救助袋用避難器具用ハッチ
- ・金属製つり下げはしご
- ・緩降機
- ・垂直式救助袋
- ・斜降式救助袋

以上6製品の構成部材、使用方法、収納方法に加え、「避難ロープの使用方法」や「特定一階段等防火対象物に設置できる一動作式避難器具」、「特定機器評価(降下型避難機器)」についても解説しています。

ぜひチャンネルをご覧ください。



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

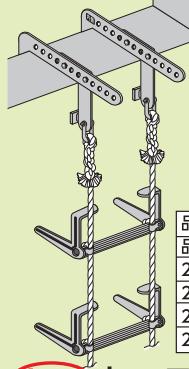
イザというときお役に立ちます。



災害や火災から尊い生命を守る命綱
屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

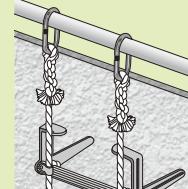
オリールⅡ型

(可変フック式)
認定番号はし-002号



オリールⅡ型-B

(カナビラ式)
認定番号はし-002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)	品名	オリールⅡ型-B(カナビラ式)
品番	全長	有効長	用途
2013	4.5m	3.9m	2階用
2016	5.4m	4.8m	
2022	7.3m	6.7m	3階用
2025	8.3m	7.7m	
7013	4.4m	3.9m	2階用
7016	5.3m	4.8m	
7022	7.2m	6.7m	3階用
7025	8.2m	7.7m	



トヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)
<http://www.toyosyokaki.jp>

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
使用圧:1.6		
65	コ第7~13号	2002~2008
	コ第11~11号	2002~2005
	コ第14~10号	2005~2008
	コ第14~10~1号	2003~2008
	コ第15~1号	2005~2008
	コ第15~4~1号	2003~2008
	コ第58~11~5号	2002~2007
	コ第15~4~号	2004~2008
65/50	コ第11~16号	2002~2006
	コ第1~10号	2003~2008
50	コ第1~10~1号	2007,2008
	コ第11~12号	2002~2008
	コ第15~3号	2003~2008
40	コ第3~4号	2007,2008
	コ第3~4~1号	2007,2008
	コ第11~13号	2002~2008
使用圧:1.3		
65	コ第2~2~1号	2002,2003
	コ第2~2~3号	2002,2004
	コ第10~8~1号	2002,2003
	コ第10~8~2号	2003

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
65		
コ第11~18号	2002~2005,2007	
コ第14~11号	2002~2008	
コ第14~11~2号	2008	
コ第14~21号	2003~2008	
コ第14~21~1号	2003~2008	
コ第15~6号	2004~2008	
コ第15~6~1号	2003~2008	
コ第15~28号	2003~2008	
コ第18~47号	2007,2008	
コ第58~14~1号	2007,2008	
コ第11~14号	2002~2008	
コ第1~8号	2003~2008	
コ第1~8~1号	2004~2008	
コ第2~9号	2002~2008	
コ第2~9~1号	2002~2008	
コ第8~12号	2002~2007	
コ第15~16号	2003~2008	
コ第15~16~1号	2003,2006~2008	
コ第60~4~1号	2002~2007	
コ第60~4~3号	2002~2005,2008	
コ第60~4~4号	2002~2008	

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
40		
コ第4~13号	2002~2008	
コ第4~13~1号	2002~2008	
コ第15~7~1号	2003	
コ第53~6号	2002~2008	
コ第53~7号	2002~2008	
使用圧:0.9		
65	コ第53~32号	2004,2008
	コ第53~32~1号	1999~2007
	コ第61~13号	2002,2004~2008
65/50	コ第12~7号	2000,2001,2003~2008
50	コ第12~3号	2000,2001,2003~2008
使用圧:0.7		
40	コ第4~14号	2007,2008
	コ第7~28号	2003,2004
	コ第10~4号	2000,2001
	コ第15~27号	2004~2006
	コ第15~42号	2005,2008

[ホース回収窓口] 0120-244-557 (フリーダイヤル)
受付時間(土日祝除く): 午前9時~午後5時

アシモリ 芦森工業株式会社 [https://www.ashimori.co.jp/](http://www.ashimori.co.jp/)

Artiedge II

(アルテッジ)

ニッタン株式会社

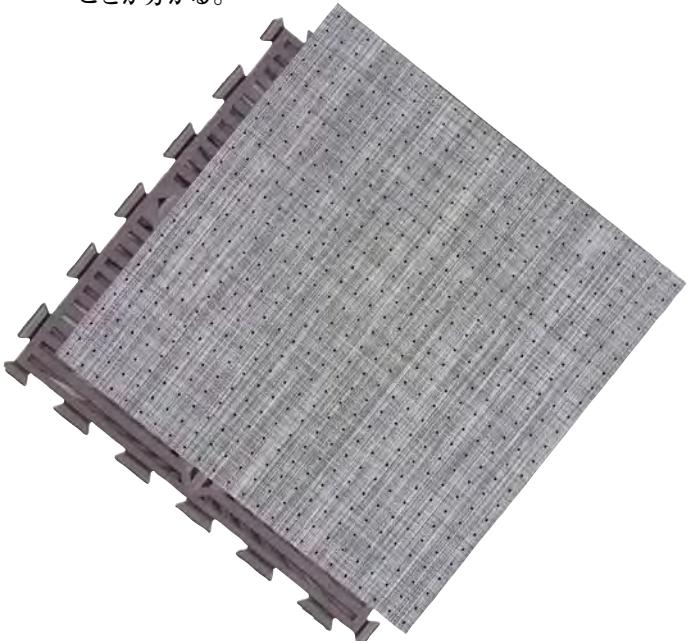
建物にガソリンを持ち込む放火の危険性を低減する床材
火勢抑制フロア

○製品の概要

本製品は、建物にガソリンを持ち込み散布・着火する放火が発生した際の危険性を低減するための防災機材である。床面に設置するタイルカーペット形状の床構造で、火炎サイズおよび黒煙発生を大幅に抑え、とっさの避難判断や消火行動を行う猶予を作り出すことを目的とする。

この抑制効果は、床表面で燃焼するガソリンの量を制限することによって達成される。具体的には、散布されたガソリンを速やかに床下構造内に落とし、閉じ込めてことで、表面での燃焼規模を大幅に抑制する仕組みである。

図1と図2に示すように、火勢抑制フロアを設置した床とそうでない床に同量のガソリンを散布して着火すると、それぞれ火炎の規模が異なることが分かる。



■消防防災製品等推奨品(一般財団法人日本消防設備安全センター)

『Artiedge II』は

- 避難経路等の床材として使用する。
- 同径の孔を規則的に配列した仕上材とベース材の2層構造となっている。
- 散布されたガソリンは仕上材の孔から落ちてベース材下の空間に閉じ込める。
- 引火防止装置の原理により仕上材の下に落ちたガソリンには着火しない。
- 電気工事や衛生工事が不要で既設建物にも導入が容易である。

などにより推奨を取得 [推奨番号: 推防災第60号]





図1 火勢抑制フロア対策無し



図2 火勢抑制フロア対策有り

●特長

火勢抑制フロアの特長としては、大きく分けて以下の3点が挙げられる。

(1)既存の建物でも設置が容易

建物に対して、ガソリンを用いた放火対策を検討する場合、避難区画の形成や避難設備の追加、スプリンクラー設備等の消火設備の設置が候補として考えられる。本製品は、床に設置して使用するため、他の候補と比較して容易に導入が可能である。

(2)低コストで導入が可能

既存の建物にスプリンクラー設備等の消火設備を追加する場合、水槽や消火ポンプの設置スペースの確保、非常用電源の追加、配管ルートの検討など、導入には手間とコストが必要だった。本製品は、建物の出入口付近のエントランス部やエレベーターホール等の避難ルートとして重要な部分に限定して設置することが可能である。床への設置工事のみで、電気工事や衛生工事が不要なため、低コストで導入が可能となる。

(3)人による操作が不要

消火器や屋内消火栓設備をはじめ、人による操作が必要とされる消火設備が設置されている建物は多いが、消防訓練等を通して使用方法を十分理解し、火災発生時に適切に活用できる人

は多くない。さらに、初めて訪れた建物で避難が必要な状況では、十分に活用できない可能性がある。本製品は、床に設置してあれば、ガソリンを散布される状況が発生した際も、何も操作する必要が無いため、常に一定の効果を期待できる。

●開発の背景と目的

火勢抑制フロアは、能動的に火災を検知・消火する設備とは異なり、特殊な状況であるガソリンを用いた放火に対して、受動的(パッシブ)に機能して避難の補助を行うことを目的としている。

ガソリンは、一度着火すると短時間で燃焼拡大して激しい火炎や大量の黒煙が発生することが知られている。近年、建物内に直接ガソリンを持ち込み放火する事件が発生し、大きな社会不安の要因となっている。しかし、ガソリン放火は建物内に危険物を持ち込む特殊な行動を伴う火災なため、有効な対策がほとんどなかった。

そこで、ガソリンを用いた放火に限定し、専用のアプローチで対策を行うことで、安全性の向上を目指した。着火すると完全に消火することは困難だが、火炎を弱めることができれば、熱量や黒煙が減少して避難できる時間的猶予や視覚的な恐怖心を和らげることができると考えた。

火勢抑制フロアを開発するにあたり、放火が

行われる際のフェイズを切り分けて、アプローチ方法を議論した。放火のフェイズとしては、以下の4つにまとめられる。

- ①ガソリンを購入する
- ②ガソリンを建物に持ち込む
- ③ガソリンを撒く
- ④ガソリンに着火する

この中で対策として、①は、「ガソリンの容器詰め替え販売における本人確認等」が令和2年から義務化された。②は、AIによる人物の行動分析機能を搭載した防犯カメラによる予知の検討が進められている。④は、スプリンクラー設備等の消防設備の設置という対策がある。しかし、③に関しては、これまで議論が少なかったため、ここに着目して課題解決を目指した。

●構造と仕様

火勢抑制フロアは、危険物貯蔵庫の換気口等で炎による引火を防止するために用いられる「引火防止装置(引火防止網)」や、古くは可燃性ガ

スが充満する炭鉱で使用された「デービー灯」の原理を参考にし、床に応用した製品である。

図3・4のとおり多数の小さな貫通孔の設けられた「仕上材」の下にガソリンを貯留し閉じ込めるスペースを作る「ベース材」を敷いた2層構造で設置する。このような構造にすることで、散布されたガソリンの大部分をベース材の内部に落とし、そのまま閉じ込めることができくなっている。

消防法により、デパートや病院等のカーペットやカーテンには、防炎性能を有する物品が採用されている。防炎物品は火災の初期における延焼を抑止し、避難時間を確保することを目的としている。火勢抑制フロアも避難猶予を確保するという目的は同様だが、素材自体を燃え難くするのではなく、持ち込まれたガソリンを分離・貯留して燃えない状態とすることが、通常の防炎物品との差異となる。本製品は防炎物品(じゅうたん等)の試験番号を取得している。

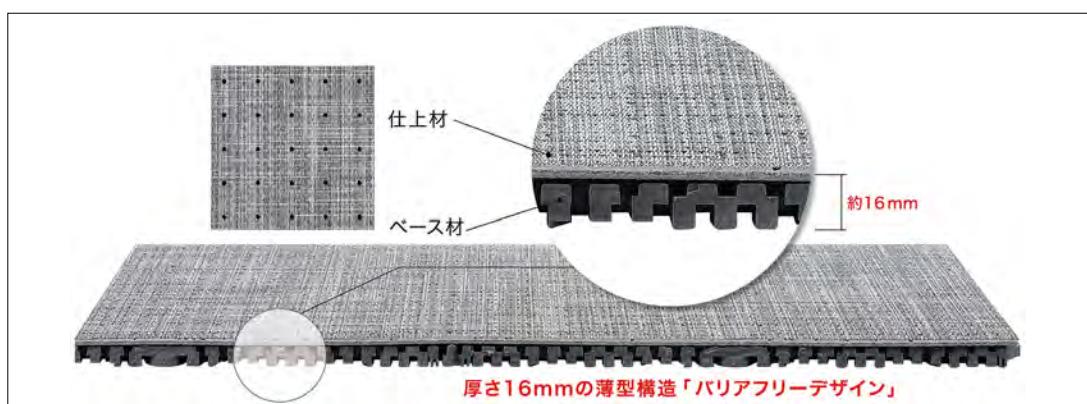


図3 火勢抑制フロア 仕上材・ベース材二層構造

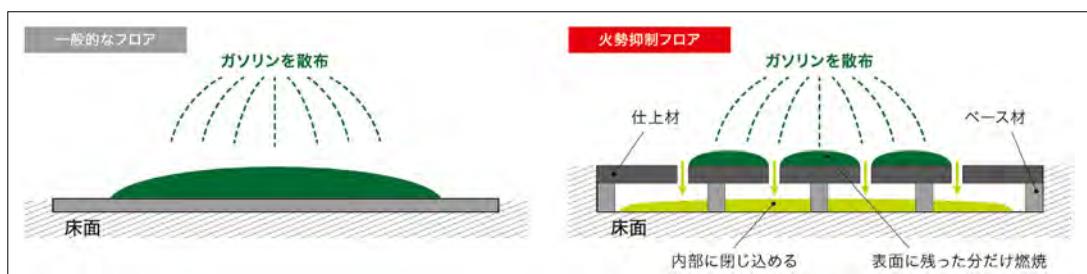


図4 断面モデル比較 火勢抑制フロアの働き

表1 火勢抑制フロア仕上材の仕様一覧

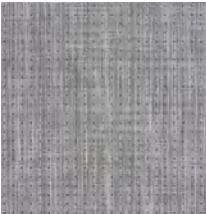
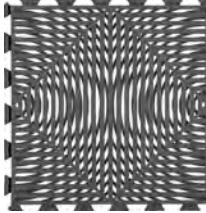
型名	Artiedge II -MO-FBT403	Artiedge II -MO-FBT424
色	グレー 	セピアグレー 
防炎性能試験番号	E2240355 (防炎物品の種類:じゅうたん等)	
材質	塩化ビニール樹脂+ポリエステル繊維	
サイズ	500mm×500mm×厚み4.5mm	
質量	22.5kg/箱	
数量	16枚/箱(4m ² 相当)	

表2 火勢抑制フロアベース材の仕様一覧

型名	Artiedge II -BS
色	グレー 
防炎性能試験番号	E2240380 (防炎物品の種類:じゅうたん等)
材質	塩化ビニール樹脂
サイズ	310mm×310mm×厚み11mm
質量	24kg/箱
数量	30枚/箱(2.7m ² 相当)

●推奨する設置場所

避難経路である建物の出入口付近およびエレベーターホールや階段室等、避難時に通る必要があるルートに重点的に配置することを推奨する。

また、厚さ16mmの薄型構造でバリアフリーデザインとなっているため、スペースが狭めな特定一階段等防火対象物でも、日常の通行や搬入作業の妨げにならずに設置しやすい。



図5 火勢抑制フロア設置例(上:ベース材のみ、下:仕上材)

令和7年度 消防設備関係功労者等表彰式・祝賀会開催



式辞(大沢消防庁長官)

10月17日(金)午後3時30分より、明治記念館(東京都港区)において、消防庁と一般財団法人日本消防設備安全センターの共催により、令和7年度の消防設備関係功労者等表彰式が開催された。

表彰式は、大沢博消防庁長官の式辞に続き、総務省消防庁長官表彰として「消防設備保守関係功労者表彰」(30名)、「消防機器開発普及功労者表彰」(29名)、「優良消防用設備等表彰」(1対象18事業所)が行われ、各受賞者の代表に対して大沢消防庁長官より賞状と記念品が贈られた。

続いて一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰が行われ、「消防設備保守関係者表彰」(85名)、「消防用設備等点検表示制度推進優良事業所表彰」(53事業所)、「防災安全関係者表彰」(団体の部: 3団体、個人の部: 4名)の各受賞者の代表に対し、西藤公司理事長より表彰状と記念品が贈られた。

表彰式終了後、消防庁長官表彰受賞者と大沢長官・来賓各位との記念写真撮影が行われた。

表彰式に引き続き祝賀会が行われたが、本年は日本消防設備安全センターの創立50周年に当たるため、記念祝賀会が併せて開催された。

祝賀会には、ご来賓をはじめ受賞者並びに多くの関係者にご参加いただいた。

祝賀会は、安全センター西藤理事長の開会の挨拶に始まり、大沢消防庁長官のほか、ご来賓を代表して古川康衆議院議員並びに上月良祐参議院議員から受賞者へのお祝いと感謝、労いの祝辞を頂戴した。

乾杯は、全国消防機器協会板倉秀樹会長のご発声により行われ、総勢550名が参加した祝賀会は、盛況のうちに終了した。



挨拶(西藤安全センター理事長)

●消防設備保守関係功労者表彰受賞者

〈消防庁長官表彰〉

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じ、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者

(五十音順・敬称略)

受賞者氏名	所属・役職	都道府県
穴澤 貞夫	株式会社光和設備工業所 南会津支店 専務取締役 支店長	福島県
安藤 繁義	有限会社安藤電機 代表取締役	秋田県
五十嵐 裕治	一般社団法人茨城県消防設備協会 理事	茨城県
市川 太一	市川産業株式会社 代表取締役	福岡県
今井 隆	株式会社北洋電設 代表取締役	青森県
岩本 邦男	一般財団法人大分県消防設備安全協会 副理事長	大分県
麻植 義樹	阿波消衛株式会社 代表取締役	徳島県
大熊 泰雄	一般社団法人埼玉県消防設備協会 副会長	埼玉県
岡田 明彦	一般財団法人岐阜県消防設備協会 理事	岐阜県
岡山 秀行	岡山電設株式会社 代表取締役	京都府
片岡 義勝	一般社団法人岡山県消防設備協会 理事	岡山県
片伯部 剛	有限会社かたかべ電気 代表取締役	宮崎県
金澤 久仁彦	一般社団法人長野県消防設備協会 理事	長野県
北村 正樹	新潟企業株式会社 代表取締役社長	新潟県
坂口 仁	有限会社ベルディオ 代表取締役	鹿児島県
佐藤 誠	東海消防技研株式会社 代表取締役	静岡県
佐俣 和弘	関東保守防災有限会社 代表取締役	群馬県
塩谷 良一	株式会社良電社 代表取締役	東京都
新名 淳一	一般社団法人香川県消防設備協会 元副会長	香川県
鈴木 賢治	三成工業株式会社 代表取締役	千葉県
千葉 信男	一般社団法人宮城県消防設備協会 理事	宮城県
成見 勇	一般財団法人愛媛県消防設備協会 理事	愛媛県
東山 竜三	有限会社フジ防災システムズ 代表取締役	佐賀県
船橋 吾一	一般社団法人山形県消防設備協会 理事	山形県
村田 司	有限会社中国防災設備 代表取締役	山口県
山角 智秀	株式会社中九州アイエス 代表取締役	熊本県
山岸 幸士	三和産業株式会社 代表取締役	兵庫県
山本 久徳	丸栄電工株式会社 代表取締役	福井県
和田 良一	有限会社和田商会 代表取締役	東京都
渡邊 直明	中央ヂーゼル株式会社 取締役会長	広島県



消防設備保守関係功労者表彰(代表 岩本邦男 氏)



消防設備保守関係功労者表彰受賞者の皆さん

●消防機器開発普及功労者表彰受賞者

〈消防庁長官表彰〉

消防機器その他の消防に関する物品の開発・普及等を通じ、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者

(五十音順・敬称略)

受賞者氏名	所属・役職	都道府県
井田 嘉一	株式会社モリタテクノス 執行役員	大阪府
井元 創	ニッタン株式会社 執行役員 国内事業本部 消事業統轄部長 兼首都圏支社消火装置部長	東京都
岩渕 航太	パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 電材＆くらしエネルギー事業部 電設資材BU マンションシステム商品技術部 主任技師	三重県
内川 浩樹	株式会社シバウラ防災製作所 経営管理部 総務企画グループ長	長野県
浦野 静夫	浦野工業株式会社 代表取締役社長	東京都
大橋 洋隆	矢崎エナジーシステム株式会社 ガス機器事業部 ガス機器開発センター長	静岡県
大矢 雅己	日本ドライケミカル株式会社 東北支店長	宮城県
大八木 博	株式会社あらいぐま 代表取締役社長	高知県
岡野 真司	オリロー株式会社 取締役 兼 営業本部長	東京都
小田切 晋平	日本毛織株式会社 衣料繊維事業本部 ユニフォーム部 ビジネス課主席	山口県
甲斐 正浩	ホーチキ株式会社 取締役 常務執行役員 営業本部長	東京都
神谷 邦雄	キヨーワ株式会社 代表取締役社長	大阪府
北浦 靖	株式会社北浦製作所 代表取締役 社長	大阪府
久保田 章	日本機械工業株式会社 執行役員 生産本部 本部長	東京都
古我 幸宏	モリタ宮田工業株式会社 営業本部設備管理部 設計・積算課専任職	神奈川県
小籔 亨	パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 ソリューションエンジニアリング本部 ソリューション事業統括部 主務	大阪府
塙谷 智彦	株式会社東京電機 代表取締役社長	茨城県
大幸 齊	ヤマトプロテック株式会社 代表取締役社長COO	埼玉県
高畠 浩司	ヤマトプロテック株式会社 取締役	京都府
津田 一浩	ヨネ株式会社 東京支店 エキスパート	東京都
永田 豊	内外物産株式会社 代表取締役社長	愛知県
原 隆亞	東京計器株式会社 防災設備部 統括部長	埼玉県
平林 宏一	根本特殊化学株式会社 機能材料事業部 標識営業主任	東京都
福島 雅之	株式会社初田製作所 取締役 品質保証・環境管理部 部長	大阪府
藤田 慎一郎	櫻謹製株式会社 福岡営業所長	埼玉県
間瀬 保英	種田シート工業株式会社 取締役会長	愛知県
八木 法明	ファシル株式会社 代表取締役	静岡県
柳川 浩	ニッタン株式会社 執行役員	大阪府
来迎 貴良	ヤマトプロテック株式会社 取締役	神奈川県



消防機器開発普及功労者表彰(代表 北浦靖 氏)



消防機器開発普及功労者表彰受賞者の皆さん

●優良消防用設備等表彰受賞者

〈消防庁長官表彰〉

消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもののうち、高度な消防防災技術により防火対象物の防火安全性能の向上に資するもので、他の模範となる優れたもの

(敬称略)

防火対象物名称	優良消防用設備等名称	区分	受賞者
長崎スタジアムシティ	複合した大規模な観覧場等における避難誘導システム	設置者	株式会社ジャバネットホールディングス
		設計者	株式会社安井建築設計事務所東京事務所 株式会社竹中工務店東京一級建築士事務所 戸田建設株式会社一級建築士事務所
		開発者	ホーチキ株式会社
		施工者	株式会社竹中工務店 戸田建設株式会社 株式会社谷川建設 株式会社西海建設 株式会社親和土建 株式会社上滝 株式会社佐电工 株式会社きんでん 株式会社九电工 ホーチキ株式会社九州支店 株式会社JVCケンウッド・公共産業システム 株式会社九州AV 株式会社東亜機器産業



優良消防用設備等表彰(代表 (株)ジャバネットホールディングス様)



優良消防用設備等表彰受賞者の皆さん

●消防設備保守関係者表彰受賞者

〈一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰〉

消防用設備等の設置、維持管理の適正化又は普及に関し、永年にわたり、適正な業務を行った者又は適正な業務の推進に尽力した者

(敬称略)

都道府県	氏名	所属・役職
北海道	佐藤 俊一	株式会社アイコス 代表取締役
	高木 信雄	タカギ商会 代表
青森県	阿保 秀樹	一般社団法人青森県消防設備保守協会 副会長
	佐々木 修	株式会社善知鳥防災 代表取締役
	松野 安弘	一般社団法人青森県消防設備保守協会 前事務局長
岩手県	齊藤 健雄	有限会社岩手中央防災設備 取締役

(敬称略)

都道府県	氏名	所属・役職
岩手県	相田 進太郎	有限会社一閑防災設備 点検グループ長
宮城県	小林 照和	一般社団法人宮城県消防設備協会 理事
秋田県	船木 智仁	秋田信号防災株式会社 代表取締役
山形県	鶴谷 晃一	有限会社ツルヤ防災 代表取締役
福島県	湯田 文章	株式会社ホシノ 代表取締役
茨城県	加藤 嘉昭	電通工業株式会社 茨城支店 支店長
	那須 保	一般社団法人茨城県消防設備協会 理事
栃木県	青木 幸一	株式会社青木商会 会長
群馬県	甲斐 俊輔	株式会社甲斐防災 代表取締役
	宮下 進	甲健セキュリティシステム株式会社 代表取締役
埼玉県	松田 泰明	株式会社マツダ商事 代表取締役
	森元 宜雄	株式会社駒崎商会 取締役
	山本 和利	株式会社イートラスト埼玉 代表取締役
千葉県	鈴木 孝道	株式会社消防機材センター 代表取締役
	田中 孝治	株式会社千歳防災社 代表取締役
	村山 洋一	有限会社まいにち防災 取締役会長
東京都	青野 謙	青野商会 代表
	飯田 勝利	株式会社枝松製作所 代表取締役
	片石 則行	有限会社和光商会 代表取締役
	田崎 智雄	有限会社大蔵設備 取締役
	宮田 薫	株式会社アタイム 東京支店 代表取締役社長
神奈川県	浅見 恭子	公益財団法人東京防災救急協会 非常勤職員
	奥山 健一	株式会社協商 代表取締役
	川副 英彦	株式会社カワゾエ 代表取締役
新潟県	武富 克仁	清新防災株式会社 代表取締役
	西村 亮	ホーチキ株式会社 新潟支社 支社長
富山県	垣野 真樹	株式会社富山防災設備 メンテナンス部部長
	鹿熊 正一	一般財団法人富山県消防設備保守協会 理事長
石川県	喜多 正寿	株式会社消防設備保守センター 代表取締役
	永山 一照	第一電機工業株式会社 工務部担当部長
福井県	坪田 泰敏	一般社団法人福井県防災安全協会 理事
長野県	西牧 穀	有限会社信州防災 代表取締役
岐阜県	末永 英司	末永電気株式会社 代表取締役
	土屋 勤	株式会社土屋電気商会 代表取締役
静岡県	月見 里直哉	清水水道設備株式会社 代表取締役
	花崎 道弘	有限会社協和防災工業 代表取締役
	深沢 英雄	株式会社日消機械工業 代表取締役
愛知県	大橋 智	株式会社大橋電工 代表取締役
	寺嶋 進一	有限会社テラシマ防災 代表取締役
	山本 佳子	一般財団法人愛知県消防設備安全協会 主査
三重県	太田 一成	有限会社太田商会 代表取締役
	長谷川 章	アサヒ防災有限会社 代表取締役
京都府	小林 道治	バスコム株式会社 代表取締役
大阪府	池澤 昭博	池沢電工 代表者
	長江 豊文	株式会社セイコー防災設備 取締役
	宮崎 一郎	トナミ電工株式会社 代表取締役

(敬称略)

都道府県	氏名	所属・役職
兵 庫 県	幾島 秀範	有限会社フジ防災 取締役会長
	田辺 孝宏	若潮消防設備 代表
	細岡 克比児	株式会社消防装備 会長
奈 良 県	新谷 昭	新谷防災 代表
和歌山県	東濱 貴史	紀南電設株式会社 代表取締役
鳥 取 県	山下 誉議	株式会社吉備総合電設 代表取締役
島 根 県	久家 真二	日海通信工業株式会社 松江支店 常務取締役 松江支店長
岡 山 県	石井 貴朗	カジノン株式会社 代表取締役
	萩原 俊朗	有限会社萩原消火器 代表取締役
広 島 県	田丸 義登	株式会社正光社 統括部長
	中根 洋一	中根電機工業株式会社 相談役会長
	藤雄 正樹	有限会社濱防災 代表取締役
山 口 県	徳弘 潔	桂工業株式会社 代表取締役
徳 島 県	尾崎 浩司	一般財団法人徳島県消防設備協会 理事
	近久 達也	阿波消衛株式会社 メンテ部課長
香 川 県	宮下 剛	株式会社フジテックボーサイ 代表取締役
愛 媛 県	穴山 敬太	株式会社四国消防 代表取締役
高 知 県	門田 実	三誠産業株式会社 代表取締役
	前田 隆司	一般財団法人四国電気保安協会 高知支部 保安事業部 保安サービス1課 課長
福 岡 県	寺岡 寿博	株式会社初田製作所 防災ソリューション事業部 福岡支店 営業課課長
	安本 英治	三和防災工業株式会社 代表取締役
佐 賀 県	栗田 博昭	一般社団法人佐賀県消防設備安全協会 副理事長
	村岡 和浩	株式会社マベック ビル管理サービス部部長
長 崎 県	進藤 勉	株式会社進藤電業 代表取締役
熊 本 県	海老本 知覚	有限会社海老本電設 取締役
	川野 等	有限会社アクティイエレクト 取締役会長
大 分 県	佐藤 正彦	一般財団法人大分県消防設備安全協会 元理事
	長谷部 哲二	一般財団法人大分県消防設備安全協会 元評議員
宮 崎 県	永岑 和久	有限会社大宮通信 代表取締役
鹿児島県	田畠 瑞穂	株式会社SPR九州ビルシステム 代表取締役
	永山 清行	有限会社奥園消防機材 代表取締役
沖 縄 県	瑞慶覧 圭作	株式会社沖縄共聴設備 技術課長
	翁長 敦子	一般社団法人沖縄県消防設備協会 総務係長



消防設備保守関係者表彰(代表 鹿熊正一 氏)



消防設備保守関係者表彰受賞者の皆さん

●消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰受賞者 〈一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰〉

消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

(敬称略)

都道府県	事業所名	代表者名
北海道	株式会社キタデン	代表取締役 伏木 進
青森県	株式会社ザックス	代表取締役 北田 浩
岩手県	協栄テックス株式会社	代表取締役社長 古谷田 覚
宮城県	株式会社櫻井防災	代表取締役社長 櫻井 啓史郎
秋田県	有限会社吉田電工	代表取締役 吉田 利雄
山形県	株式会社セロン東北	代表取締役 森 幸二
福島県	南双サービス株式会社	常務取締役 大國 博司
茨城県	水戸通信工業株式会社	代表取締役 飯田 保二
栃木県	富士防災株式会社	代表取締役 砂川 博人
群馬県	有限会社宮本防災工業	代表取締役 宮本 三郎
埼玉県	鈴木電気工業株式会社	代表取締役 鈴木 任夫
	日進防災株式会社	代表取締役 矢代 一義
千葉県	大東防災株式会社	代表取締役 森山 真二
	ニッサン株式会社 東関東支社	支社長 吉沢 淳一
東京都	中央消防機器株式会社	代表取締役 川口 八重子
	東名防災設備株式会社	代表取締役 中根 雄藏
	有限会社和田商会	代表取締役 和田 良一
神奈川県	株式会社トミ・管理サービス	代表取締役 嶋田 祐司
新潟県	高坂防災株式会社	代表取締役 高坂 光一
富山県	日本海産商株式会社	代表取締役社長 清水 広之
石川県	太平ビルサービス株式会社	代表取締役会長 犬野 伸彌
福井県	小林電工株式会社	代表取締役社長 小林 勝幸
長野県	株式会社小林ポンプ防災	代表取締役 内川 清友
岐阜県	株式会社中日総合防災	代表取締役 梶田 知靖
静岡県	株式会社北條消防機工	代表取締役 光村 智明
愛知県	サンエイ株式会社	代表取締役 川瀬 廣正
	ヤマトプロテック株式会社 名古屋支社	名古屋支社長 浅野 陽輔
三重県	株式会社トータル防災	代表取締役 勝部 真一
滋賀県	株式会社奥山ポンプ商会	代表取締役社長 北村 黙司
京都府	東報防災株式会社	代表取締役 安藤 寛
大阪府	エービーシー防災株式会社	代表取締役 山口 忍
	有限会社摂津防災設備	代表取締役 家城 大心
	株式会社タイヨウ工業	代表取締役社長 佐藤 友久
兵庫県	株式会社アタイム	代表取締役社長 宮田 薫
	ハリマ防災株式会社	代表取締役社長 植野 裕
奈良県	新城防災設備株式会社	代表取締役 的場 健吾
和歌山县	有限会社和歌山防火協会	代表取締役 山本 幹哉
鳥取県	鳥取防災株式会社	代表取締役 吉村 仁志
島根県	株式会社セフテクノス	代表取締役 曽田 伸二

(敬称略)

都道府県	事業所名	代表者名
岡山県	株式会社岡山高島屋	代表取締役社長 岡憲史
広島県	株式会社チューゲイ	代表取締役 西田輝之
	有限会社ナガノ防災サービス	代表取締役 長野宏
徳島県	アイワ電設株式会社	代表取締役社長 堀田隆史
愛媛県	有限会社鈴木防災	代表取締役 鈴木雅大
高知県	一般財団法人四国電気保安協会 高知支部	支部長 市川省二
福岡県	市川産業株式会社	代表取締役 市川太一
	株式会社消防防災	代表取締役 成良仁志
長崎県	合資会社山根	代表社員 山根仁
熊本県	有限会社アークシステム	代表取締役 鶴山浩美
大分県	株式会社クラフティア 大分支店	理事支店長 新井考明
宮崎県	有限会社日南ヤマト防災	代表取締役 猪股靖司
鹿児島県	ホーチキ株式会社 鹿児島営業所	営業所長 佐藤英成
沖縄県	沖縄防災器材株式会社	代表取締役 荒木恒光



消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰
(代表 (株)櫻井防災様)



防災安全関係者表彰(代表 泰地浩幸氏)

●防災安全関係者表彰受賞者

〈一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰〉

国民の安全に係る研究、教育、訓練、安全思想の普及、防災機器・製品の普及等について、永年にわたって貢献し、特に優れた功績を有する者

■団体の部

(敬称略)

都道府県	団体名	代表者名
群馬県	一般社団法人群馬県消防設備協会	理事長 唐鎌秀夫
東京都	玉川防火管理研究会	会長 松本智康
山梨県	一般社団法人山梨県消防設備協会	会長 齊藤鉄也

■個人の部

(敬称略)

都道府県	氏名	所属・役職
北海道	泰地浩幸	一般社団法人北海道消防設備協会 副理事長
茨城県	中島大輔	株式会社土浦消防センター 代表取締役
東京都	宍戸幸四郎	国分寺防火管理研究会 会長
福岡県	岩田弘文	イワタ工業株式会社 代表取締役

令和7年度 住警器等贈呈式・住宅防火対策講演会

一般社団法人全国消防機器協会

一般社団法人全国消防機器協会(以下「機器協会」という。)では、平成16年度から社会貢献事業として住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)、住宅用消火器及び防炎品(以下「住警器等」という。)の配付モデル事業を実施しています。

本年までの22年間において、主として高齢者世帯を対象とし、住警器等の普及活動、住宅防火対策の推進、地域特性等を考慮したモデル地区を選定し、全国の431地区に対して、延べ47,400個の住警器、8,500本の住宅用消火器及び5,500セットの防炎品の贈呈を行っています。

令和7年度は、17道県の20地区に対し、1地区当たり住警器(100個)、住宅用消火器(25本)及び防炎品(防炎毛布25枚)を配付する住警器等配付モデル地区として選定するとともに、1地区に対し住警器(100個)を配付する住警器配付モデル地区として選定しました。



板倉会長挨拶



久世市長ご挨拶

令和7年度の住警器等贈呈式及び住宅防火対策講演会は、住警器等配付モデル事業実施地区のうち、知多中部広域事務組合消防本部(半田市向山区)を選定し、知多中部広域事務組合消防本部及び半田市向山区の皆様のご協力をいただき開催しました。

住警器等贈呈式は、令和7年9月13日(土)9時30分から半田市向山公民館において開催し、半田市市長 久

【住警器等贈呈式 次第】

- 主催 一般社団法人全国消防機器協会
- 日時 令和7年9月13日(土) 9時30分から
- 場所 半田市 向山公民館(知多中部広域事務組合消防本部)
- 開会
- 挨拶 一般社団法人全国消防機器協会
会長 板倉秀樹
半田市長 久世孝宏 様
半田市議会 副議長 岩田玲子 様
- 来賓等出席者紹介
- 住警器等の贈呈(目録と現物)
受領者 向山区長 澤明彦 様
向山区防災会顧問 伊藤與朗 様
向山区防災会幹事長 田中益生 様
向山区防災会事務局長 稲葉徹夫 様
- 贈呈者 一般社団法人全国消防機器協会
会長 板倉秀樹
- 謝辞 半田市向山区長 澤明彦 様
- 記念撮影
- 閉会



岩田副議長ご挨拶



目録贈呈



記念撮影

世様、半田市議会副議長 岩田様、知多中部広域事務組合消防本部消防長 榎内様、向山区長 澤様をはじめ住民の皆様を含め約60名の方々にご出席いただきましたとともに、消防庁予防課 高木様のほか各関係者が出席し、機器協会板倉会長から半田市向山区の皆様に住警器等の贈呈を行いました。

また、知多中部広域事務組合消防本部及び機器協会の共催により開催した「住宅防火対策講演会」は、同日10時から、向山区の皆様にご出席いただき開催しました。

今回の住警器等贈呈式及び住宅防火対策講演会は、知多中部広域事務組合消防本部の皆様並びに向山区の皆様及び関係者の皆様のご理解とご協力の下、さらに、準備等から開催まで丁寧に対応していただきました知多中部広域事務組合消防本部の皆様のご協力により、無事開催をすることができました。

厚く御礼申し上げます。

機器協会では、引き続き、社会貢献事業としまして、住警器、住宅用消火器及び防災品の配付モデル事業を実施することとしております。

【住宅防火対策講演会 次第】

- 共催 知多中部広域事務組合消防本部
一般社団法人全国消防機器協会
- 日時 令和7年9月13日(土) 10時から
- 場所 半田市 向山公民館
- 開会
- 挨拶 一般社団法人全国消防機器協会
会長 板倉秀樹
知多中部広域事務組合消防本部
消防長 榎内文男
- 講演 (1)住宅防火対策等の現状
消防庁予防課 総務事務官 高木亮二
(2)住警器に関する取組み等
一般社団法人日本火災報知機工業会
事務局長 高宮恭一
(3)住宅用消火器と消火器リサイクルシステム
一般社団法人日本消火器工業会
常務理事 兼 事務局長 舟山仁一
(4)身の回りの防災化による防火の推進
公益財団法人日本防災協会
理事 兼 総務部長 仲田忠司
(5)その他情報提供
一般社団法人全国消防機器協会
常務理事 兼 事務局長 飯塚治
- 閉会



榎内消防長ご挨拶



高木氏の講演

「第2回消防設備士サミット2025」レポート

一般社団法人全国設備業DX推進会 消防防災DX推進委員会 副主査 吉村拓也

令和7年10月3日(金)東京都港区の日本消防会館内ニッショーホール及び各会議室にて、一般社団法人全国設備業DX推進会(以下「DX推進会」という。)主催による第2回消防設備士サミットを開催しました。

イベント当日、午前9時の開場直後から受付には来場者が殺到し、会場は早くも熱気に包まれました。消防設備業界からの注目度の高さを物語るスタートとなり、その勢いは終日衰えることなく続きました。

当日の来場者数は関係者を含めて1,312名、一般来場者は1,107名にのぼり、終日参加の方が多く、会場内は終始にぎわっていました。来場者の内訳は、①消防設備士:52%、②メーカー関係者:13.5%、③消防士:3.5%、④電気工事士:2.1%、⑤その他:28.9%であり、北海道から沖縄まで全国から集まっていました。本イベントは、出展ブースだけでなく各セッションにかなり力を入れているのが大きな特徴です。第1～第5のセッションが行われ、消防設備業界が直面する課題や未来像について多角的に議論が展開されました。

開会セレモニー

主催者であるDX推進会会长の千田新一が開会の挨拶をし、その後、消防庁の渡辺剛英予防課長から昨今の消防庁の取り組みの紹介並びにDXへの関心の高まりについて講演いただきました。最後に、本イベントの成功を祈念する旨を述べられ、締めくくられました。

Session 1 「10年後の消防機器について」

モデレーター役を務めた私、吉村拓也(DX推進会 消防防災DX推進委員会 副主査。株式会社WAVE 1)の進行により、各設備工業会の代表者とのパネルディス



動画

カッショーンを行いました。一般社団法人日本火災報知機工業会の高宮恭一氏から消防設備とインターネットがつながった際の変化やサーモカメラとAIの組み合わせによる新たな火災感知の可能性について解説していただきました。一般社団法人日本消火装置工業会の相賀一成氏からPFOS・PFOAに代替する泡消火薬剤の性能や、昨今の二酸化炭素消火設備の設置減少状況について解説していただきました。一般社団法人全国避難設備工業会の生貝英樹氏から避難器具の種類別設置数に関することや、ザブングル・加藤氏(お笑い芸人)とも連携して実施したマスマディアを通じた避難器具の普及・啓蒙の戦略について紹介していただきました。

一般社団法人日本照明工業会の福盛律之氏は誘導灯の蓄電池確認に関する新機能について発表し、さらなる改良の構想にも触れてくださいました。一般社団法人日本消火器工業会の佐藤淳也氏から工業会に所属する株式会社初田製作所の取り組みとしてリサイクルシールのバーコードから個体識別情報の取得と点検台帳への記入をDX化する可能性について紹介していただきました。

Session 2 「消防設備士未来会議」

セッション開始と同時に中国製の二足歩行・四足歩行ロボット(Unitree社製)が登場し、ステージ上で動き回っていました。その後、ロボット開発企業の代表である重光貴明氏(TechShare株式会社)から10年後のロボットの可能性について解説いただきました。そして、モデレーターの野嶋紗己子氏(PIVOT株式会社)と消防設備業界で活躍する山下泰助氏(タイホ防災株式会社)、政治・行政の立場からは小林史明氏(衆議院議員)、そ



動画

して私、吉村拓也が登壇し、消防業界×ロボットの可能性について議論しました。四足歩行ロボットの背中に消防ホースを接続して建物内での火災検知から消火までを行う実験映像も公開され、近未来の消火活動の変化を感じることができました。人手不足が深刻化する中、消防業界だけでなく、日本社会全体においてロボットと人間がどのように役割を分担し、人口減少に起因する人手不足という課題を乗り越えていくのかを考える時間となりました。

(山形県内消防職員・一般社団法人火災予防のONE LOVE)、タイチヨー(レスキューハウス)、山口望氏(元消防士・消防系行政書士)と火災予防をテーマに意見交換が行われました。

行政書士法の観点から消防法関連書類を消防署に提出される際の考えについても話が上がり、参加者の関心を集めました。また、道頓堀ビル火災から考えるべきポイント(雑居ビルの防火管理)についても活発に意見が交わされました。

Session 3 「業界の女性活躍について」

モデレーターで、消防設備士の資格をお持ちになっているザブングル・加藤氏の進行により、女性消防設備士である雨坂歩美氏(アメリカンプロジェクト株式会社)、山田絵美子氏(有限会社ヤマダ防災)、川村紀子氏(株式会社電装)と女性電気主任技術者である伊藤菜々氏(電気予報士)が登壇し、現場で女性がより活躍できる社会を実現するためにはどうすればいいか議論されました。

消防設備士は女性でも男性と同じように活躍できる仕事だという話題で盛り上がり、アンケート(Session 5 ⑧のとおり)でも共感の声が多く寄せられました。



動画

Session 4 「消防士の本音」

モデレーターの青木俊輔氏(株式会社防災屋)の進行により、宮谷英穂氏(大阪府内消防職員)、渡邊航生氏



動画

Session 5 「会場全員参加型セッション」

事前に来場者へ下記10問のアンケートを実施し、その結果を基に青木俊輔氏、尾阪則将(DX推進会 消防防災DX推進委員会 主査。アークリード株式会社)、私、吉村拓也の3人で議論を行いました。

①消防設備に関わる業界で働いていることに満足していますか？

結果：はい 75.8% いいえ 18.3%

どちらでもない 5.9%

②周囲に消防設備に関わる仕事を辞めた人はいますか？

結果：はい 54.9% いいえ 45.1%

③消防設備業界で『ここ変わったらしいな』って思う点はありますか？

結果：はい 77.1% いいえ 22.9%

④消防設備点検は今後リモート・遠隔・自動点検がメインになってくると思いますか？

結果：はい 58.8% いいえ 41.2%

⑤ガス系消火設備においてヒヤっとしたことはありますか？

結果：はい 26.8% いいえ 73.2%

⑥消防設備士の仕事はロボットに置き換えられると思いますか？

結果：はい 33.3% いいえ 66.7%

⑦今後、外国人の消防設備士は増やすべきだと思いますか？

結果：はい 25.5% いいえ 18.3%

どちらでもない 56.2%

⑧今後、女性の消防設備士は増やすべきだと思いますか？

結果：はい 74.5% いいえ 1.3%

どちらでもない 24.2%

⑨消防関係の届出は行政書士がすべきだと思いますか？

結果：はい 5.2% いいえ 51.0%

どちらでもない 43.8%

⑩消防設備士の人口は増えた方がいいと思いますか？

結果：はい 69.3% いいえ 3.3%



▶動画

どちらでもない 27.5%

議論の途中にザブングル・加藤氏も登壇し、最近メディアで「オススメの副業ランキング」で消防設備士が第1位に選ばれたという話題で盛り上がりしました。更に副業で消防設備士を目指す人が急増していることも紹介され、尾阪則将が副業から本業へと転じる方もいるので、業界として非常に良い流れだと締めくくりました。

また、イベント中に来場者から集めた意見を第5セッション中に集計をして、その場で話し合う時間も設けられていきました。

①消火器の機能点検の制度ってぶっちゃけ必要？

結果：必要 5% 不要 95%

②無資格者でも、有資格者の監督の上、点検をさせた方がいいと思うか？

結果：はい 65% いいえ 35%

③気温の上昇により消火器の使用温度範囲の上限40℃は変更すべき？

結果：はい 55% いいえ 45%

④消火器を5年で交換することをお客さんに言える？

結果：はい 35% いいえ 65%

⑤新人教育って会社で仕組みを作っている？

結果：はい 5% いいえ 95%

⑥申請書類の全国統一化はすべき？

結果：はい 85% いいえ 15%

⑦消防設備点検の受注金額って上げられる？

結果：はい 30% いいえ 70%



【団体出展】

- 一般財団法人日本消防設備安全センター
- 東京都消防設備協同組合 ○大阪消防設備協同組合
- オンラインサロンteam1 ○一般社団法人予防団
- 一般社団法人全国設備業DX推進会

【企業出展】

- アークリード株式会社 ○株式会社WAVE 1
- 石田データサービス株式会社
- 株式会社システムズナカシマ
- 株式会社ビジネス・ワン
- 株式会社エー・エス・ディ ○株式会社Bit peeps
- 株式会社初田製作所 ○東北物産株式会社
- 青木マーク株式会社 ○株式会社ミツモア
- 株式会社エムティーエフ ○APO tech株式会社
- 一般社団法人建設業教育協会
- 上田消防建設株式会社 ○株式会社カンキョウ
- 株式会社創電 ○株式会社ニチボウ
- オリロー株式会社 ○株式会社プロサス
- 株式会社電装 ○株式会社スマテン
- 合同会社Nワークス ○千住スプリンクラー株式会社
- 山口行政書士事務所 ○株式会社報商製作所
- ナカ工業株式会社 ○サイボウズ株式会社
- 株式会社警備の窓口 ○株式会社日本電商
- 株式会社オーム社 ○株式会社岩崎製作所
- 株式会社オービックビジネスコンサルタント
- freee株式会社 ○株式会社フォーバル
- 株式会社タイガーコーポレーション ○TOA株式会社

【後援】

- 一般社団法人全国消防機器協会
- 一般社団法人全国消防機器販売業協会
- 一般財団法人日本消防設備安全センター
- 東京都消防設備協同組合

終わりに

第3回消防設備士サミットは、2年後の開催を予定しており、今から待ち遠しく感じます。また、秋田県をはじめ各地域でも「消防設備士ミニサミット」の開催が続々と決まってきており、今後ますます消防設備業界が一体となっていくための重要な契機となりそうです。世の中の最新技術やソリューション、地域ごとの課題を深堀する機会として今後も注目していきたいと思います。

出展企業について

当イベントは上記セッションだけでなく出展企業・団体のブースを回り、業界の最新ソリューション・製品等に触れられるのも魅力の一つでした。今回は、右記の企業・団体にご出展、ご後援いただきました。常に会場は来場者でにぎわい、各ブースとも大変盛り上がっていました。



旧「消防交流広場」に関する注意喚起

重要

現



会員登録せずにご利用いただけます。

四



アクセスしないでください。

当センターでは消防防災関係の業務に携わる皆様に広くご活用いただくことを目的として、2014年10月よりWebサイト「消防交流広場」を運営しております。2024年3月のリニューアルに伴い、旧「消防交流広場」は廃止いたしました。

なお、旧「消防交流広場」のURLは、現在、当センターとは関わりのない第三者によって管理されており、旧URLやそのリンクバナーが、**別の管理者が運営するサイトへリダイレクトされる事象**が確認されております。旧サイトへアクセスされませんよう十分ご注意ください。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

今後とも、皆様に安心してご利用いただけるサイト運営に努めてまいります。

日本消防設備安全センター 毎月25日頃配信 メールマガジン

日本消防設備安全センター メールマガジン (3月25日)

安全センター職員より

各種点検資格者再講習については、令和3年度に第1種消防設備点検資格者と第2種消防設備点検資格者の、令和4年度には防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者のオンライン化を行いました。オンライン講習導入から令和6年度まで累計16,800名を超える申し込みをいたしました。

更に令和6年度には消防設備士講習の指定講習機関となり、オンラインによる消防設備士講習を昨年11月から開始し、初年度は2,600人を超える多くの方々がされました。

令和7年7月は、オンラインによる消防設備士講習が4月1日から、各種点検資格者再講習が7月1日から、順次、受け付けを開始しました。一部のメディアでも取り上げていただきましたが、実施概要やスケジュールの詳細はHPの裏面サイトをご確認いただけます。是非、御参考ください。

やスケジュールの詳細はHPの専用サイトでご確認いただけます。是非、お申込みください。

メールアドレス登録お気軽



 <https://bvam003.am.arara.com/fescmail/subscribe.php>

情報を忘れずキャッチ!

・講習開催 月刊フェスク公開

からのお知らせ(認定・評定・評価)

投资者关系研究部 楼兰 德国

正画研究部 櫻井／国分

TEL. 03-5422-1492
FAX. 03-5422-1521

FAX: 03-5422-1584

メール kikaku119@fesc.or.jp

FIRE SAFETY & RESCUE VIETNAM 2025 JAPAN FIRE PAVILION

一般社団法人全国消防機器協会／消防機器海外展開支援センター 常務理事・事務局長 飯塚 治

FIRE SAFETY & RESCUE VIETNAM(以下「防災展」という。) 2025がベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム国」という。)ホーチミン市のサイゴン エキシビション & コンベンション センター ホールA(以下「SECC」という。)において、令和7年8月14日(木)から16日(土)までの3日間開催されました。

日本からは、4企業及び2団体が、「JAPAN FIRE PAVILION(以下「J-PAVILION」という。)」として出展しましたので紹介します。

ベトナム国公安省から防災展への招待

防災展は、通常、ホーチミン市で開催され、5年ごとにハノイ市で開催されることとなっています(来年はハノイ市で開催予定)。

一般社団法人全国消防機器協会(以下「機器協会」という。)は、ベトナム国公安省消防救難警察局(以下「VFRPD」という。)から、招待(防災展の出展依頼を含む。)されており、今回で5回目の参加となっています。

出展に向けての調整

機器協会は、防災展への出展について、消防機器海外展開支援センター会員に対し出展意向の調査等を行い、最終的に4企業2団体の出展を決定しました。

また、必要展示ブースは、7ブース分でしたが、防災展の運営を行なうメッセフランクフルトの配慮などから、2ブース分が増え9ブース分で展示を行いました。



SECC建物外観

「J-PAVILION」のシンボルマーク

「J-PAVILION」では、日本の企業である旨の印として、桜をイメージした次のマークを作成し、「J-PAVILION」におけるブースの看板に印刷するとともに、シールを作成して来場者等に配付しました。



シンボルマーク

「J-PAVILION」の出展企業・団体

日本から出展した4企業2団体の主な展示内容は、次頁の表1のとおりでした。また、単独で出展をした企業は、表2のとおりでした。

リーフレット等

「J-PAVILION」では、英語及びベトナム語で記載したリーフレット(「J-PAVILION」として出展した4企業2団体と単独で出展した1企業の展示品、展示ブースの位置の情報等を記載したもの)を会場内で来場者に配付しました。

また、リーフレットを基本としたポスターを作成し、「J-PAVILION」内の展示ブースに貼付しました。



VFRPDからの招待状

2

FIRE SAFETY & RESCUE VIETNAM 2025
JAPAN FIRE PAVILION

MINISTRY OF PUBLIC SECURITY OF VIETNAM
AND THE PEOPLE'S COMMITTEE OF HO CHI MINH CITY

July 10, 2025

To National Fire Equipment Society of Japan

On behalf of the Vietnam Police Department of Fire and Rescue (VFRPD), I would like to invite your organization to participate in VFRPD by July 10, 2025.

In addition, we respectfully request National Fire Equipment Society of Japan to

informs businesses operating in relevant sectors under your jurisdiction about the

exhibition and encourage them to participate in the exhibition.

For further details, please contact:

Captain Nguyen Dang Huy, Officer of the Staff Division,

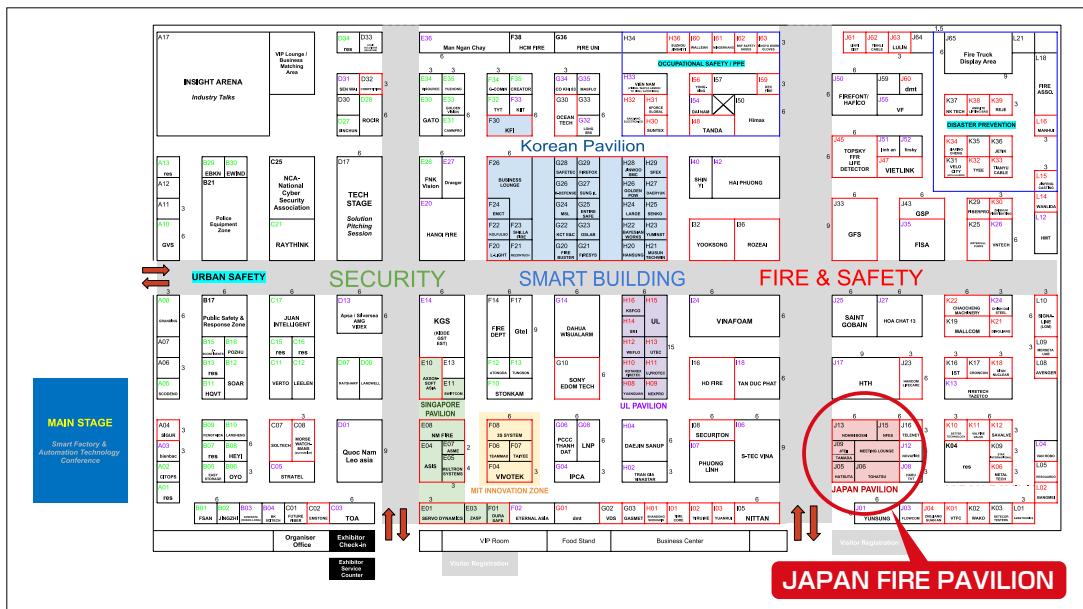
Phone: +84913400009, Email: nph@vfrpd.moha.gov.vn

- Mr. Nguyen Duy Khai Trat, Project Office - Vefac, Phone: +849

983838, Email: vefac@vfrpd.moha.gov.vn, Email: khattrat@vfrpd.moha.gov.vn

Sincerely,
Police Department of Fire and Rescue
Director General,

Lieutenant General Nguyen Van Anh



展示ブース

防災展の状況

防災展の参加国は、主催国であるベトナムのほかに、日本、オーストラリア、中国、香港、インド、韓国、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、シンガポール、スロベニア、イス、台湾、アラブ首長国連邦、英国、米国の17の国と地域（昨年は19の国と地域）が参加しました。また、国等の単位のパビリオンを設けて展示したのは、日本、シンガポール及び韓国の3カ国及びUL（アメリカ保険業者安全試験所）の1団体でした。

主催者の発表によると、展示は約13,000m²の展示



リーフレット

表1 「JAPAN FIRE PAVILION」として出展した4企業・2団体

会社名(日本語)	会社名(英語)	主な出展内容等
タマダ株式会社	TAMADA CORPORATION	危険物タンク（油漏れがわかるSF二重殻タンク）、耐震性の貯水槽、映像等
トーハツ株式会社	TOHATSU CORPORATION	可搬式消防ポンプ、消火・排水用ポンプ、フローティングストレーナー、遠隔式スティショナリーポンプ等
能美防災株式会社	NOHMI BOSAI LTD.	自動火災報知システム、高感度煙感知システム、無線式火災警報システム、ガス系消火設備、映像等
株式会社初田製作所	HATSUTA SEISAKUSHO CO., LTD	製造装置向けガス系自動消火装置、金属火災用消火器、消火器等
日本消防検定協会	JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE	検定制度、評価制度等の試験・検査に係るパネル等
一般社団法人全国消防機器協会	NATIONAL FIRE EQUIPMENT SOCIETY OF JAPAN	出展企業の紹介等

表2 単独で出展した企業

会社名(日本語)	会社名(英語)	主な出展内容等
ニッタン株式会社	NITTAN CO., LTD.	自動火災報知設備、ガス系消火設備、映像等



オープニングセレモニー風景



スペースに約480社が出展し、消防、セキュリティ、安全、予防と救助の分野で先進的な製品と技術が紹介され、3日間の入場者数は、16,899名(昨年より1,330名増)とされています。

入場者は、消防関係者(公安省関係者、ホーチミン市周辺の消防関係及び警察関係などの職員)及び企業関係者が多数を占めていました。

また、今回の防災展のオープニングセレモニーには、ファム・ミン・チン首相が出席し、テープカット等が行われました。

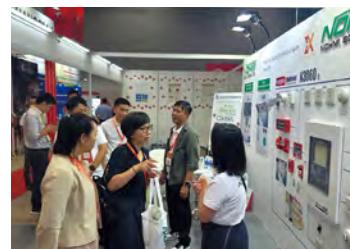
(1)セミナーでの講演等

防災展と合わせて開催されるVFRPD主催のセミナーは、14日(木)14時からSECC 2階のカンファレンスホールで行われ、消防庁予防課の川合国際規格対策官(併)課長補佐より、「消防救助分野における日本の新技術の研究開発の実施状況」についての講演が行われました。

また、J-PAVILIONへのインタビューが15日(金)11時から行われ、機器協会の飯塚が、出展している企業及び製品等について、約5分間の紹介を行いました。

(2)VFRPDとの意見交換会

15日(金)14時からSECC 2階の会議室において、VFRPDのホアン副局長並びにベトナム消防救助協会(以下「VFRA」という。)のタイ副会長及びフオン中央事務所副所長と消防庁予防課の川合国際規格対策官(併)課長補佐及び川島規格係長(併)国際規格係長、日本消防検定協会の風間企画研究課課長補佐、青山氏(消防機器海外展開支援センター運営協議会副議長)並びに機器協会の鈴木氏及び飯塚と、ベトナム国公安省と日本国総務省との消防分野における協力覚書(平成30年10月8日。以下「覚書」という。)に基づく研修の拡充や支援、4者による協力関係の拡充、新技術に関する事項、情報共有の強化、今年改正したベトナム国の消防



展示風景(上段左から タマダ株式会社 トーハツ株式会社 能美防災株式会社 株式会社初田製作所 日本消防検定協会 ニッタン株式会社)



セミナー風景(講演者 川合国際規格対策官(併)課長補佐)



法令の状況等について、意見交換等を行いました。

(3)VFRDAとの意見交換会

15日(金)16時からVFRDAのブースにおいて、VFRDAのクオン会長、タイ副会長及び関係者と消防庁予防課の川合国際規格対策官(併)課長補佐及び川島規格係長(併)国際規格係長、日本消防検定協会の風間企画研究課課長補佐、青山氏(消防機器海外展開支援センター運営協議会副議長)並びに機器協会の鈴木氏及び飯塚と、覚書及びVFRDAと機器協会との協定書(令和5年8月8日)に基づく研修、日本における消防機器等への新技術の開発状況、ベトナム国の消防法令等について、意見交換等を行いました。

(4)防災展の出展を終わって

今回の防災展の入場者数は、16,899名とされ、昨年の15,569名、一昨年の約15,000名から増加傾向となっています。

「J-PAVILION」の出展企業等は、昨年と同じ4企業2団体でしたが、消防・防災関係の団体、企業等の関係者も多数来場されたことから、「J-PAVILION」としては、ほぼ満足すべき成果が得られたと思っています。

今回の防災展の出展にあたり、ご理解とご協力をいただきました消防庁、日本消防検定協会、出展していただきました企業の皆様をはじめ、多くの皆様にお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

なお、「FIRE SAFETY & RESCUE VIETNAM 2026」は、令和8年9月9日(水)～12日(土)にハノイ市のハノイ友好文化宮殿(FRIENDSHIP CULTURAL PALACE HANOI)において開催が予定されています。

機器協会では、多くの企業の皆様の出展を希望しており、是非、「FIRE SAFETY & RESCUE VIETNAM 2026」への出展について、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。



VFRDAとの意見交換会風景



VFRDAとの意見交換会風景

ガス機器防火性能評定品

ガス機器防火性能評定委員会 事務局
一般財団法人日本ガス機器検査協会

(2025.6.01～2025.8.31)

(新規のもの)

(1)別表に定める種類の燃焼器機

ア. 別表に定める離隔距離未満で設置する燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)						
							-	上方	側方	前方	後方		
RUF-K24ESAT(AT)	25/07/09	30/07/08	リンナイ㈱	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	54.0	本体周囲	上方	側方	前方	後方		
RUF-K24ESAW(AW)	25/07/09	30/07/08				54.0		15	1	*	1		
RUF-K16ESAT(AT)	25/07/09	30/07/08				39.2	排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方		
RUF-K16ESAW(AW)	25/07/09	30/07/08				39.2		30	15	60	15		
RUF-K20ESAT(AT)	25/07/09	30/07/08				47.7	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。	上方	側方	前方	後方		
RUF-K20ESAW(AW)	25/07/09	30/07/08				47.7		30	60	15	15		
RUF-K16ESAA(AA)	25/07/09	30/07/08				39.2	本体周囲	上方	側方	前方	後方		
RUF-K24ESAA(AA)	25/07/09	30/07/08				54.0		15	1	*	1		
RUF-K20ESAA(AA)	25/07/09	30/07/08				47.7	排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方		
RUF-K16ESAU(AU)	25/07/09	30/07/08				39.2		30	60	15	15		
RUF-K20ESAU(AU)	25/07/09	30/07/08				47.7	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。	上方	側方	前方	後方		
RUF-K24ESAU(AU)	25/07/09	30/07/08				54.0		15	1	15	1		
RUF-K16ESAB(AB)	25/07/09	30/07/08				39.2		15	1	15	15		
RUF-K20ESAB(AB)	25/07/09	30/07/08				47.7		15	1	15	15		
RUF-K24ESAB(AB)	25/07/09	30/07/08				54.0		15	1	15	15		
RUH-E1617A	25/07/31	28/08/06	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)			43.5	本体周囲	上方	側方	前方	後方		
RUH-E2407A	25/07/31	30/07/30				57.8		15	1	*	1		
RUH-E2407A	25/07/31	30/07/30				57.8	排気吹出し口周囲	上方	側方	前方	下方		
RUH-E2407A	25/07/31	30/07/30				57.8		30	60	15	15		
E4-12-24	25/07/31	30/07/30				10.6	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。	上方	側方	前方	後方		
E4-12-25	25/07/31	30/07/30	㈱バロマ	厨房設備 (組込型ガスグリル付 こんろ)		10.6		80	15	15	5		
C3S22PWA	25/06/16	30/06/15	㈱ハーマン			9.55	組込型	グリスフルルター					
DS3126WA	25/06/16	30/06/15	9.55			15以上		60以上	60以上(3mm以上)	5以上			
C3S23PWA	25/06/16	30/06/15	9.55			15以上		60以上	60以上(3mm以上)	5以上			
C3S25PWA	25/06/16	30/06/15	9.55			15以上		60以上	60以上(3mm以上)	5以上			
DS3127WA	25/06/16	30/06/15	9.55			15以上		60以上	60以上(3mm以上)	5以上			
C3S24PWA	25/06/16	30/06/15	9.55			15以上		60以上	60以上(3mm以上)	5以上			
DS3129WA	25/06/16	30/06/15	9.55			15以上		60以上	60以上(3mm以上)	5以上			
DF-015J	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー		8.70		50	5	—	5		
DF-020J	25/08/04	30/08/03	10.5			50		5	—	5			
DF-025J	25/08/04	30/08/03	11.6			50		5	—	5			
XF-046J	25/08/04	30/08/03	8.70			50		5	—	5			
DF-015WJ	25/08/04	30/08/03	17.4			フード		0	—	5			
DF-020WJ	25/08/04	30/08/03	20.9			フード		0	—	5			
DF-025WJ	25/08/04	30/08/03	23.3			フード		0	—	5			
TGFL-35HSC	25/08/29	30/08/28	㈱タニコー㈱	A タイプ		5.80		フード	0	—	0		
TGFL-35HSC-U	25/08/29	30/08/28	5.80			フード		0	—	0			
TGFL-45HSC	25/08/29	30/08/28	9.90			フード		0	—	0			
TGFL-45HSC-U	25/08/29	30/08/28	9.90			フード		0	—	0			
AF2W-30	25/07/31	30/07/30	桐山工業㈱	煮炊釜	C タイプ	33.0	フード	20	—	—	15		
AF2W-40	25/07/31	30/07/30	桐山工業㈱	煮炊釜	C タイプ	41.0	フード	20	—	—	15		
HTK-140	25/07/10	30/07/09	桐山工業㈱	煮炊釜	C タイプ	19.0	フード	20	—	—	15		

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
							-	上方	側方	前方	後方
B-TGT-120	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	32.2	フード	25	—	—	5
B-TGT-150	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	43.4	フード	25	—	—	5
B-TGT-150A	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	43.4	フード	25	—	—	5
B-TGT-90	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	27.3	フード	25	—	—	5
TGTM-0921BE	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	27.3	フード	25	—	—	5
TGTM-1222BE	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	32.2	フード	25	—	—	5
TGTM-1532ABE	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	43.4	フード	25	—	—	5
TGTM-1532BE	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	43.4	フード	25	—	—	5
TGLM-A0610	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	18.0	フード	10	—	—	5
TGLM-A0920	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	36.0	フード	10	—	—	5
TGLM-A1220	25/07/07	30/07/06	タニコー㈱	こんろ	C タイプ	36.0	フード	10	—	—	5
DF-015J	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー	A タイプ	8.70	フード	50	5	—	5
DF-020J	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー		10.5	フード	50	5	—	5
DF-025J	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー		11.6	フード	50	5	—	5
XF-046J	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー		8.70	フード	50	5	—	5
DF-015WJ	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー		17.4	フード	0	—	—	5
DF-020WJ	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー		20.9	フード	0	—	—	5
DF-025WJ	25/08/04	30/08/03	㈱サミー	フライヤー		23.3	フード	0	—	—	5
TGFL-35HSC	25/08/29	30/08/28	㈱タニコー㈱	こんろ		5.80	フード	0	—	—	0
TGFL-35HSC-U	25/08/29	30/08/28	㈱タニコー㈱	こんろ		5.80	フード	0	—	—	0
TGFL-45HSC	25/08/29	30/08/28	㈱タニコー㈱	こんろ		9.90	フード	0	—	—	0
TGFL-45HSC-U	25/08/29	30/08/28	㈱タニコー㈱	こんろ		9.90	フード	0	—	—	0
AF2W-30	25/07/31	30/07/30	桐山工業㈱	煮炊釜	C タイプ	33.0	フード	20	—	—	15
AF2W-40	25/07/31	30/07/30	桐山工業㈱	煮炊釜	C タイプ	41.0	フード	20	—	—	15
HTK-140	25/07/10	30/07/09	桐山工業㈱	煮炊釜	C タイプ	19.0	フード	20	—	—	15

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
							-	上方	側方	前方	後方
AHC-60J	25/06/12	30/06/11	㈱サニー	煮炊釜	Aタイプ	20.9		フード	0	-	0
OCHA-60G	25/06/12	30/06/11				20.9		フード	0	-	0
EOD-M23A2A-LHGWC	25/07/01	30/06/30	㈱中西製作所	食器洗浄機	Cタイプ	46.5		フード	20	-	15
EOD-M23A2A-LHGWHD	25/07/01	30/06/30				46.5		フード	20	-	15
EOD-M23A2A-RHGWC	25/07/01	30/06/30				46.5		フード	20	-	15
EOD-M23A2A-RHGWHD	25/07/01	30/06/30				46.5		フード	20	-	15
MGS-10EX-S	25/06/30	27/07/07	㈱明城製作所	食器消毒保管庫	Aタイプ	4.60		50	0	-	0
MGS-15EX-S	25/06/30	27/07/07				5.30		50	0	-	0
MGS-20EX-S	25/06/30	27/07/07				7.00		50	0	-	0
MGS-5EX-S	25/06/30	27/07/07				3.50		50	0	-	0
MGW-20EX-S	25/06/30	27/07/07				7.00		50	0	-	0
MGW-30EX-S	25/06/30	27/07/07				8.10		50	0	-	0
MGW-40EX-S	25/06/30	27/07/07				10.5		50	0	-	0
MGW-50EX-S	25/06/30	27/07/07				11.2		50	0	-	0
MGW-60EX-S	25/06/30	27/07/07				11.5		50	0	-	0
MGS-10EX-W	25/06/30	27/07/07				4.60		50	0	-	-
MGS-15EX-W	25/06/30	27/07/07				5.30		50	0	-	-
MGS-20EX-W	25/06/30	27/07/07				7.00		50	0	-	-
MGS-5EX-W	25/06/30	27/07/07				3.50		50	0	-	-
MGW-20EX-W	25/06/30	27/07/07				7.00		50	0	-	-
MGW-30EX-W	25/06/30	27/07/07				8.10		50	0	-	-
MGW-40EX-W	25/06/30	27/07/07				10.5		50	0	-	-
MGW-50EX-W	25/06/30	27/07/07				11.2		50	0	-	-
MGW-60EX-W	25/06/30	27/07/07				11.5		50	0	-	-
HCD-3056D	25/08/20	30/08/19	アクア㈱	ガス衣類乾燥機	屋内据置型	8.70		(平面図)			
HCD-3056GC	25/08/20	30/08/19				8.70		(側面図)			
HCD-3087G	25/08/20	30/08/19				15.1		(平面図)			
HCD-3087GC	25/08/20	30/08/19				15.1		(側面図)			
HCD-3147GC	25/08/20	30/08/19				16.9		(平面図)			
HCD-3167G	25/08/20	30/08/19				23.3		(側面図)			
HCD-3257G	25/08/20	30/08/19				27.9		(平面図)			
HCD-3257GC	25/08/20	30/08/19				27.9		(側面図)			
HCD-3307G	25/08/20	30/08/19				32.1		(平面図)			
HCD-6096GC	25/08/20	30/08/19				35.8		(側面図)			
HCD-6146G	25/08/20	30/08/19				41.0		(平面図)			
HCD-6147GC	25/08/20	30/08/19				41.0		(側面図)			
HWD-7178GC	25/07/01	26/04/29				12.4		(平面図)			
HWD-7278GC	25/07/01	26/04/29				20.9		(側面図)			
HWD-7348GC	25/07/01	26/04/29				24.4		(平面図)			

(更新のもの)

(1)別表に定める種類の燃焼器機

ア. 別表に定める離隔距離未満で設置する燃焼機器

●関係団体のお知らせ●

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)			
							上方	側方	前方	後方
DK-E20WS	25/07/17	30/07/16	株ノーリツ	ふろがま (ガスバーナー付 ふろがま)	屋外壁掛型	36.7	上方 側方 前方 後方			
ML-C1601(S)AW-ST	25/07/17	30/07/16				36.7	上方 1 * 1			
GT-C1663(S)AWX	25/07/17	30/07/16				36.7	上方 側方 前方 下方			
GT-C1663(S)AWX-T	25/07/17	30/07/16				36.7	上方 30 15 60 15			
GT-C2063(S)AWX	25/07/17	30/07/16				36.7	*機器前方は、火災予防上安全な距離として 15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の 点検・修理のため、工事説明書に従って適切 な空間を設けてください。			
GT-C2063(S)AWX-T	25/07/17	30/07/16				36.7	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
GT-C1663(S)AWX-L	25/07/17	30/07/16				36.7	上方 15 1 * 1			
GT-C2063(S)AWX-L	25/07/17	30/07/16				36.7	上方 側方 前方 下方			
GT-C2063(S)AWX-H	25/07/17	30/07/16				36.7	上方 30 60 15 15			
GT-C1663(S)AWX-H	25/07/17	30/07/16				36.7	*機器前方は、火災予防上安全な距離として 15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の 点検・修理のため、工事説明書に従って適切 な空間を設けてください。			
T-40-4	25/07/29	30/07/28	株バロマ			53.5	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
T-41-4	25/07/29	30/07/28				46.6	上方 15 1 * 15			
T-42-4	25/07/29	30/07/28				39.8	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-43-4	25/07/29	30/07/28				53.5	上方 側方 前方 下方			
T-44-4	25/07/29	30/07/28				46.6	上方 30 60 15 15			
T-45-4	25/07/29	30/07/28				39.8	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-40-9	25/07/17	30/01/27				53.5	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
T-41-9	25/07/17	30/01/27				46.6	上方 15 1 * 1			
T-40-5	25/07/29	30/07/28				53.5	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-40-6	25/07/29	30/07/28				46.6	上方 側方 前方 下方			
T-41-5	25/07/29	30/07/28				53.5	上方 30 60 15 15			
T-41-6	25/07/29	30/07/28				46.6	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-42-5	25/07/29	30/07/28				39.8	上方 側方 前方 下方			
T-42-6	25/07/29	30/07/28				53.5	上方 30 60 15 15			
T-43-5	25/07/29	30/07/28				46.6	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-43-6	25/07/29	30/07/28				39.8	上方 側方 前方 下方			
T-44-5	25/07/29	30/07/28				53.5	上方 30 60 15 15			
T-44-6	25/07/29	30/07/28				46.6	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-45-5	25/07/29	30/07/28				39.8	上方 側方 前方 下方			
T-45-6	25/07/29	30/07/28				39.8	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-40-3	25/08/19	30/08/18				53.5	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
T-41-3	25/08/19	30/08/18				46.6	上方 15 1 * 1			
T-42-3	25/08/19	30/08/18				39.8	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-43-3	25/08/19	30/08/18				53.5	上方 側方 前方 下方			
T-44-3	25/08/19	30/08/18				46.6	上方 30 60 15 15			
T-45-3	25/08/19	30/08/18				39.8	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
T-46-3	25/08/19	30/08/18				53.5	上方 側方 前方 下方			
T-47-3	25/08/19	30/08/18				46.6	上方 30 60 15 15			
T-48-3	25/08/19	30/08/18				39.8	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けてください。			
RH-51WG(A)	25/07/09	30/07/08				6.96	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
						15	上方 1 * 1			
						30	上方 側方 前方 下方			
						15	上方 15 60 15 15			
						30	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けて下さい。			
RUX-E1616G	25/07/31	28/01/12				30.1	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
						15	上方 ** * 1			
						30	上方 側方 前方 下方			
						15	上方 15 60 60 15			
						30	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けて下さい。			
						30	上方 側方 前方 下方			
						15	上方 15 60 60 15			
						30	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けて下さい。			
						30	上方 側方 前方 下方			
						15	上方 15 60 60 15			
RUX-A1613T	25/08/21	30/08/20				34.9	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
RUX-A1613W	25/08/21	30/08/20				42.1	上方 15 15 * 1			
RUX-A2013T	25/08/21	30/08/20				42.1	上方 側方 前方 下方			
RUX-A2013W	25/08/21	30/08/20				50.0	上方 30 15 60 15			
RUX-A2403T	25/08/21	30/08/20				50.0	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けて下さい。			
RUX-A2403W	25/08/21	30/08/20				34.9	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
						15	上方 15 15 * 1			
						30	上方 側方 前方 下方			
						15	上方 15 60 60 15			
						30	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けて下さい。			
RUX-A1613T-L	25/08/21	30/08/20				42.1	本体周囲 上方 側方 前方 後方			
RUX-A2013T-L	25/08/21	30/08/20				49.4	上方 15 15 * 1			
RUX-A2403T-L	25/08/21	30/08/20				49.4	*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書 を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を 設けて下さい。			

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
							-	上方	側方	前方	後方
RUX-A1613A	25/08/21	30/08/20	リンナイテクニカ株	給湯湯沸設備 (ガス瞬間湯沸器)	屋外壁掛型	34.9	本体周囲	15	15	*	1
RUX-A2013A	25/08/21	30/08/20				42.1	排気吹出口周囲	30	60	15	15
RUX-A2403A	25/08/21	30/08/20				49.4					
*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。											
CPR-E36S(C)	25/07/22	30/07/21	㈱バロマ	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)	屋外据置型	44.2	本体周囲	15	15	*	1
CPR-E36S(P)	25/07/22	30/07/21				44.2	排気吹出口周囲	30	15	60	15
本体周囲前方の*は、火災予防上安全な距離として15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の点検・修理等のため、工事説明書に従って適切な空間(60cm以上)の空間を設けてください。											
RUH-A1610T1	25/07/31	26/10/03	リンナイ株		屋外壁掛型	47.0	本体周囲	15	1	*	1
RUH-A1610T2	25/07/31	26/10/03				51.4	排気吹出口周囲	30	15	60	15
RUH-A1610W1	25/07/31	26/10/03				47.0					
RUH-A1610W2	25/07/31	26/10/03				51.4					
RUH-A2400T	25/07/31	26/10/03				65.2					
RUH-A2400W	25/07/31	26/10/03				65.2					
*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。											
RUH-A1610A1	25/07/31	26/10/03			屋外壁掛型	47.0	本体周囲	15	1	*	1
RUH-A1610A2	25/07/31	26/10/03				51.4	排気吹出口周囲	30	60	15	15
RUH-A2400A	25/07/31	26/10/03				65.2					
*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。											
RVD-A2000AT(SAT)	25/08/28	30/08/27				55.6	本体周囲	15	15	*	1
RVD-A2000AW(SAW)	25/08/28	30/08/27				55.6	排気吹出口周囲	30	15	60	15
RVD-A2400AT(SAT)	25/08/28	30/08/27				63.7					
RVD-A2400AW(SAW)	25/08/28	30/08/27				63.7					
*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。											
RVD-A2000AA(SAA)	25/08/28	30/08/27			屋外壁掛型	55.6	本体周囲	15	15	*	1
RVD-A2400AA(SAA)	25/08/28	30/08/27				63.7	排気吹出口周囲	30	60	15	15
*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。											
RUH-A1610F1	25/07/31	26/10/03			屋外壁掛型	47.0	本体周囲	-	1	15	1
RUH-A1610U1	25/07/31	26/10/03				47.0	排気吹出口周囲	-	1	15	1
RUH-A1610U2	25/07/31	26/10/03				51.4		-	1	15	1
RUH-A2400U	25/07/31	26/10/03				65.2		-	1	15	1
RVD-A2000AU(SAU)	25/08/28	30/08/27				55.6		-	15	15	1
RVD-A2400AU(SAU)	25/08/28	30/08/27				63.7		-	15	15	1
RUH-A1610B1	25/07/31	26/10/03				63.7		-	15	15	1
RUH-A1610B2	25/07/31	26/10/03				65.2		-	15	1	15
RUH-A2400B	25/07/31	26/10/03									
RVD-E2405AW(SAW)	25/07/28	30/07/27	㈱ガスター		屋外壁掛型	47.0	本体周囲	15	1	*	1
						57.8	排気吹出口周囲	30	15	60	15
*は火災予防上15cm以上ですが、工事説明書を参照し、点検等に適切な空間(60cm以上)を設けて下さい。											
DH-CE2016SAWL	25/06/20	30/06/19	㈱ノーリツ		屋外壁掛型	50.5	本体周囲	15	1	*	1
GTH-C2050(S)AW-TKO	25/06/20	30/06/19				46.5	排気吹出口周囲	30	15	60	15
GTH-C2059(S)AW	25/06/20	30/06/19				50.5					
GTH-C1647AW-T	25/06/20	30/06/19				40.7					
GQH-C1647AW	25/06/20	30/06/19				40.7					
GTH-C1659(S)AW	25/06/20	30/06/19				41.9					
GTH-C1660(S)AW	25/06/20	30/06/19				41.9					
GTH-C1660(S)AW-T	25/06/20	30/06/19				41.9					
DH-CE2416SAWL	25/06/20	30/06/19				57.8					
GFKD-S2450KA	25/06/20	30/06/19				57.8					
GFKD-S2450KX	25/06/20	30/06/19				57.8					
GQH-C2447AW	25/06/20	30/06/19				57.9					
GQH-C2447AW-T	25/06/20	30/06/19				57.9					
GTH-C2459(S)AW	25/06/20	30/06/19				57.8					
GTH-C2460(S)AW	25/06/20	30/06/19				57.8					
GTH-C2460(S)AW-T	25/06/20	30/06/19				57.8					

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)					
							-	上方	側方	前方	後方	
GTH-C1660(S)AW-L	25/06/20	30/06/19	㈱ノーリツ	給湯湯沸設備 (ガス温水熱源機)	屋外壁掛型	41.9 57.8	*機器前方は、火災予防上安全な距離として 15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の 点検・修理のため、工事説明書に従って適切 な空間を設けてください。	上方	15	1	*	1
GTH-C2460(S)AW-L	25/06/20	30/06/19						上方	15	1	15	15
GTH-C1660(S)AW-H	25/06/20	30/06/19						上方	30	60	15	15
GTH-C2460(S)AW-H	25/06/20	30/06/19						側方	15	15	15	15
GTH-C1660(S)AW-TB	25/06/20	30/06/19						前方	15	15	15	15
GTH-C2460(S)AW-TB	25/06/20	30/06/19						後方	15	15	15	15
RUH-A1610FF2	25/07/31	29/04/25						上方	1	15	1	1
RUH-A2400FF	25/07/31	29/04/25						側方	1	15	1	1
CTU-GHS2400Z	25/08/18	30/08/17						前方	1	45	1	1
								後方	1	45	1	1
RB31W39MRW	25/06/02	30/08/20	リンナイ㈱	厨房設備 (組込型ガスグリル付 こんろ)	組込型	51.4 65.2	*機器前方は、火災予防上安全な距離として 15cm以上の離隔距離が必要ですが、機器の 点検・修理のため、工事説明書に従って適切 な空間(60cm以上の空間)を設けてください。	上方	30	1	*	1
RB31W30ERW	25/08/21	30/08/20						側方	15	15	15	5
RB31W31ERW	25/08/21	30/08/20						前方	15	15	15	5
RB31W32LRW	25/08/21	30/08/20						後方	15	15	15	5
RB31W33LRW8	25/08/21	30/08/20						上方	30	60	15	15
RB31W33LRW	25/08/21	30/08/20						側方	15	60	15	15
RB31W38MRW	25/08/21	30/08/20						前方	60	15	15	15
RB31W42JRW	25/08/21	30/08/20						後方	60	15	15	15
RB31W42JRW	25/08/21	30/08/20						上方	15	15	15	5
RB31W42JRW	25/08/21	30/08/20						側方	15	15	15	5
RB71W39MRW	25/06/02	30/08/20				11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2	*上方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 15cm以上の離隔距離が必要 前方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 60cm以上の離隔距離が必要 側方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 60cm以上の離隔距離が必要	上方	80	15	15	5
RB72W39MRW	25/06/02	30/08/20						側方	80	15	15	5
RB71W16ALR	25/08/21	30/08/20						前方	80	15	15	5
RB71W30ERW	25/08/21	30/08/20						後方	80	15	15	5
RB71W31ERW	25/08/21	30/08/20						上方	80	15	15	5
RB71W31EVW	25/08/21	30/08/20						側方	80	15	15	5
RB71W32LRW8	25/08/21	30/08/20						前方	80	15	15	5
RB71W32LRW	25/08/21	30/08/20						後方	80	15	15	5
RB71W33LRW8	25/08/21	30/08/20						上方	80	15	15	5
RB71W34ALR	25/08/21	30/08/20						側方	80	15	15	5
RB71W38MRW	25/08/21	30/08/20				10.8 10.8 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2 11.2	*上方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 15cm以上の離隔距離が必要 前方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 60cm以上の離隔距離が必要 側方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 60cm以上の離隔距離が必要	前方	80	15	15	5
RB71W38MVW	25/08/21	30/08/20						後方	80	15	15	5
RB71W42JRW	25/08/21	30/08/20						上方	80	15	15	5
RB71W42JRW	25/08/21	30/08/20						側方	80	15	15	5
RB72W38MRW	25/08/21	30/08/20						前方	80	15	15	5
RB72W38MVW	25/08/21	30/08/20						後方	80	15	15	5
E4-12-26	25/07/31	27/07/25	㈱パロマ			10.6	*上方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 15cm以上の離隔距離が必要 前方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 60cm以上の離隔距離が必要 側方がレンジフードファンまたは不燃材の場合は 60cm以上の離隔距離が必要	上方	80	7.5	15	5
								側方	80	7.5	15	5
								前方	80	7.5	15	5
								後方	80	7.5	15	5
								上方	7.5	60	5	5
								側方	7.5	60	5	5
								前方	7.5	60	5	5
								後方	7.5	60	5	5
								上方	60	5	5	5
								側方	60	5	5	5
								前方	60	5	5	5
								後方	60	5	5	5

ウ. 新しい設置形態の燃焼器機

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)									
							-	上方	側方	前方	後方					
RUF-HE163A	25/08/27	30/08/26	㈱ガスター	組込型温水機器 (ガスバーナー付 ふろがま)	外壁貫通式	36.7 36.7 26.2 26.2	*この機器は専用の取付スリーブと一緒にして評定したものです。離隔距離(上方、側方及び側方)は専用の取付スリーブからの距離である。	上方	0	0	60	0				
RUF-HE163AC	25/08/27	30/08/26						側方	0	0	60	0				
RUF-HE83SA	25/08/27	30/08/26						前方	36	15	60	15				
RUF-HE83SAC	25/08/27	30/08/26						後方	36	15	60	15				
GQ-2037WS-KB	25/06/09	30/06/08	㈱ノーリツ	組込型温水機器 (ガス瞬間湯沸器)	屋外組込型	41.6	*対応取付ボックス III型、IV型、V型 この機器は、取付ボックスのIII型、IV型又はV型を使用して設置すること。 なお、本体周囲の離隔距離(上方、側方及び後方)は可燃物から取付ボックスまでの距離である。	本体周囲	0	0	60	0				
								排気吹出口周囲	36	15	60	15				
II型	25/07/31	30/07/30	テクノエフ アンドシー(株)					壁組込設置式温水機器に用いる 取付ボックス(II型)	-							
III型	25/07/31	30/07/30						壁組込設置式温水機器に用いる 取付ボックス(III型)	-							

(2)別表に定めない燃焼機器

形式名	認証年月日	有効期限	登録者名	品名 (種類)	設置方法 (給排気の方式)	消費量 (kW)	可燃物からの離隔距離(cm)				
							-	上方	側方	前方	後方
TGTM-0921-BS	25/06/19	30/06/18	タニコー㈱	こんろ	Cタイプ	26.2		フード	25	-	15
TGTM-1222-BS	25/06/19	30/06/18				30.2		フード	25	-	15
TGTM-A0921-BS	25/06/19	30/06/18				26.2		フード	25	-	15
TGTM-A1222-BS	25/06/19	30/06/18				30.2		フード	25	-	15
MOZK5	25/08/25	30/08/24	㈱マルゼン			15.0		フード	20	-	15
MOZK6	25/08/25	30/08/24				18.0		フード	20	-	15
PPFK-1	25/06/24	30/06/23	㈱パロマ	フライヤー	Aタイプ	12.8		フード	0	-	0
PPFT-1	25/06/24	30/06/23				12.8		フード	0	-	0
TGJC-B40-SK	25/06/25	29/03/05	㈱タニコーテック	煮炊釜	Cタイプ	14.5		フード	20	-	15
KIG1-10	25/06/02	30/06/01	桐山工業㈱			18.0		フード	20	-	30
KIG1-15	25/06/02	30/06/01				28.0		フード	20	-	30
KIG1-20	25/06/02	30/06/01				36.0		フード	20	-	30
KIG1-30	25/06/02	30/06/01				36.0		フード	20	-	30
KIG1-40	25/06/02	30/06/01				46.0		フード	20	-	30
KIG2-10	25/06/02	30/06/01				46.0		フード	20	-	30
KIG2-15	25/06/02	30/06/01				18.0		フード	20	-	30
KIG2-20	25/06/02	30/06/01				28.0		フード	20	-	30
KIG2-30	25/06/02	30/06/01				36.0		フード	20	-	30
KIG2-40	25/06/02	30/06/01				46.0		フード	20	-	30
KIG2-L40	25/06/02	30/06/01				46.0		フード	20	-	30
DGK-30JET-DP-F	25/07/08	30/07/07	日本調理機㈱			29.1		フード	20	-	15
DGK-45JET-DP-F	25/07/08	30/07/07				41.9		フード	20	-	15
DGK-60JET-DP-F	25/07/08	30/07/07				50.0		フード	20	-	15
ND-8TG	25/07/22	30/07/21		食器消毒保管庫	Aタイプ	17.4		フード	0	-	0
ND-8TGW	25/07/22	30/07/21				30.2		フード	0	-	0
KHK-103GD	25/08/12	30/08/11	エース工業㈱	めんゆで器	Cタイプ	10.2		フード	20	-	15
KHK-103ND	25/08/12	30/08/11				10.2		フード	20	-	15
KHK-103UD	25/08/12	30/08/11				10.2		フード	20	-	15
KHK-106G	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KHK-106GD	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KHK-106N	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KHK-106ND	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KHK-106U	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KHK-106UD	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KSB-56	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KSB-96	25/08/12	30/08/11				34.8		フード	20	-	15
KSX-104G	25/08/12	30/08/11				14.5		フード	20	-	15
KSX-104N	25/08/12	30/08/11				14.5		フード	20	-	15
KSX-104U	25/08/12	30/08/11				14.5		フード	20	-	15
KSX-106G	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KSX-106N	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KSX-106U	25/08/12	30/08/11				17.4		フード	20	-	15
KSX-212G	25/08/12	30/08/11				34.8		フード	20	-	15
KSX-212N	25/08/12	30/08/11				34.8		フード	20	-	15
KSX-212U	25/08/12	30/08/11				34.8		フード	20	-	15
MRP-C046-2	25/07/09	30/07/08	㈱マルゼン			13.4		フード	20	-	15
MRP-C046-3	25/07/09	30/07/08				13.4		フード	20	-	15
MRY-C04	25/07/09	30/07/08				13.4		フード	20	-	15
MRY-C06	25/07/09	30/07/08				18.0		フード	20	-	15
MRY-CL04	25/07/09	30/07/08				13.4		フード	20	-	15
MRY-CL06	25/07/09	30/07/08				18.0		フード	20	-	15

ガス機器の設置基準及び実務指針 (家庭用黒本)

- 第9版
- 2022年12月発刊
- A4判 532ページ
- 定価: 7,480円(税込・送料別)

業務用ガス機器の設置基準及び実務指針 (業務用黒本)

- 第6版
- 2017年3月発刊
- A4判 324ページ
- 定価: 4,176円(税込・送料別)

石油燃焼機器等防火性能認証品

一般財団法人日本燃焼機器検査協会

(令和7年4月1日～令和7年9月30日)

1. 密閉式石油ストーブ

商 号	形式の呼び	離隔距離(cm)			
		上方	側方	前方	後方
コロナ	FF-B100K	10	10	100	10
コロナ	FF-B110K	10	10	100	10
コロナ	FF-B160K	10	10	100	10
コロナ	FF-B58K	10	10	100	10
コロナ	FF-B74K	10	10	100	10

2. 油だき温水ボイラ

商 号	形式の呼び	離隔距離(cm)				給排気方式
		上方	側方	前方	後方	
ノーリツ	OH-CG150	30	3	15	15	屋内用密閉式強制給排気形
ノーリツ	OH-CG190	30	3	15	15	屋内用密閉式強制給排気形
ノーリツ	OH-CG240	30	3	15	15	屋内用密閉式強制給排気形
長府	DB-151	30	3	15	3	屋内用密閉式強制給排気形
長府	DB-181	30	3	15	3	屋内用密閉式強制給排気形

今月の資格講習紹介コーナー

防火対象物点検資格者講習

何ができるの?

防火対象物点検資格者は、消防法に定める防火対象物定期点検報告制度における点検実施者として、一定の防火対象物について、防火管理の実施状況など火災予防上必要な事項を点検することができます。さらに防火対象物点検資格者は、防火管理業務の遂行上管理的・監督的地位にある場合、防火管理者となることができます。

誰が受けられるの?

消防設備点検資格者として3年以上の実務の経験を有する方、消防設備士として3年以上の実務の経験を有する方、防火管理者として選任され3年以上その実務の経験を有する方、市町村の消防職員で、5年以上その実務の経験を有する方又は1年以上の予防関係の実務経験を有する方など一定の受講資格が必要です。

※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。
(講習▶各種申請書▶講習の手引)



防火対象物点検資格者講習を含め、次の講習の内容、
実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備
安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

消防設備点検資格者講習

防火対象物点検資格者講習

防災管理点検資格者講習

自衛消防業務講習

可搬消防ポンプ等整備資格者講習

各種講習実施予定

月刊フェスク 12月号 No.530

令和7(2025)年11月25日(毎月25日発行)

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 邮政福祉心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

※12月1日より建物名称が「OsakaMetro 心斎橋ビル」に変更されます。

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129